

平成30年度就労準備支援事業 従事者養成研修

【講義①】

生活困窮者自立支援法と就労準備支援事業 の基本的考え方

平成30年10月3日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

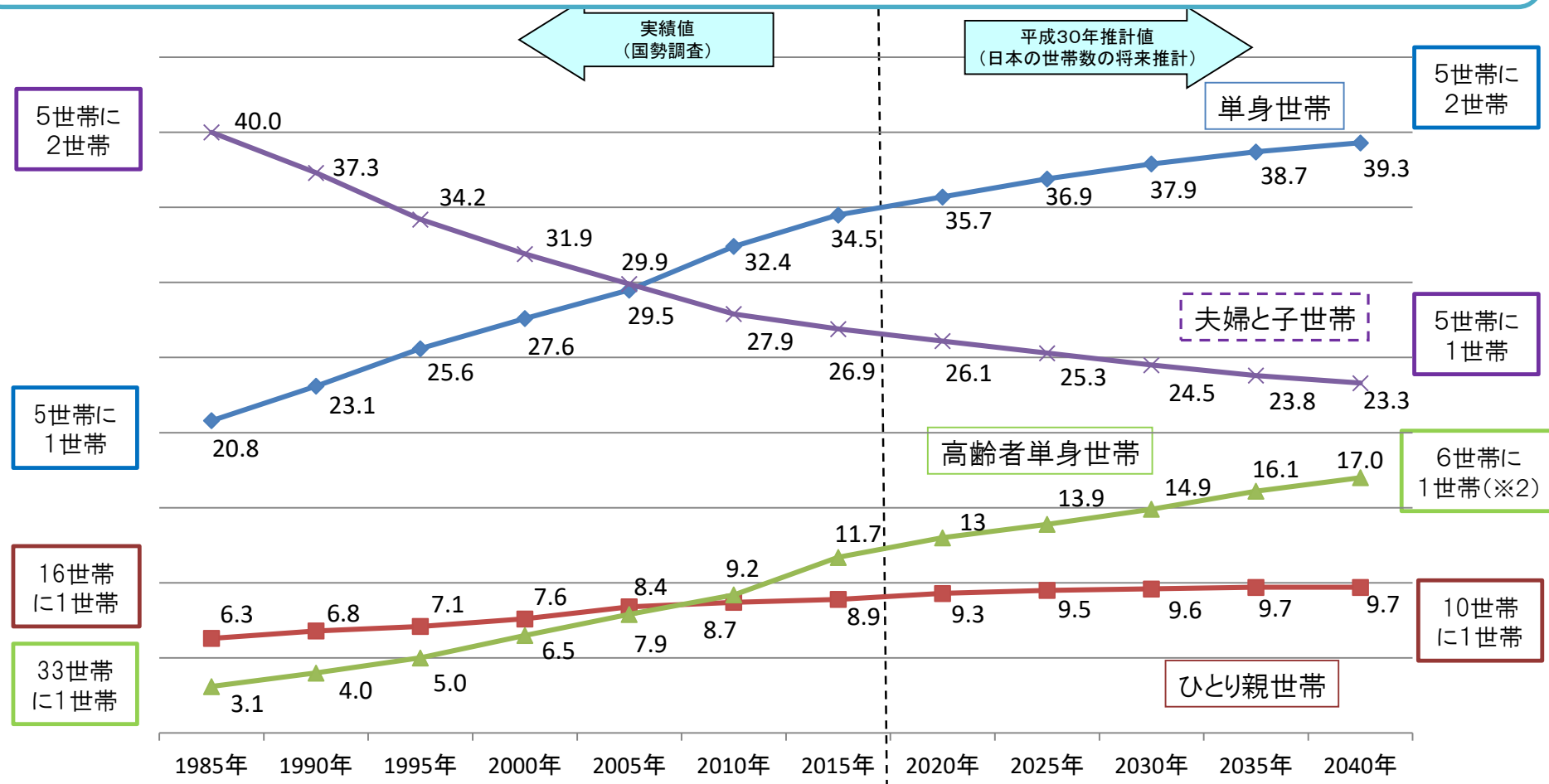
生活困窮者自立支援室長補佐

米丸 洋

1. 社会情勢について

世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



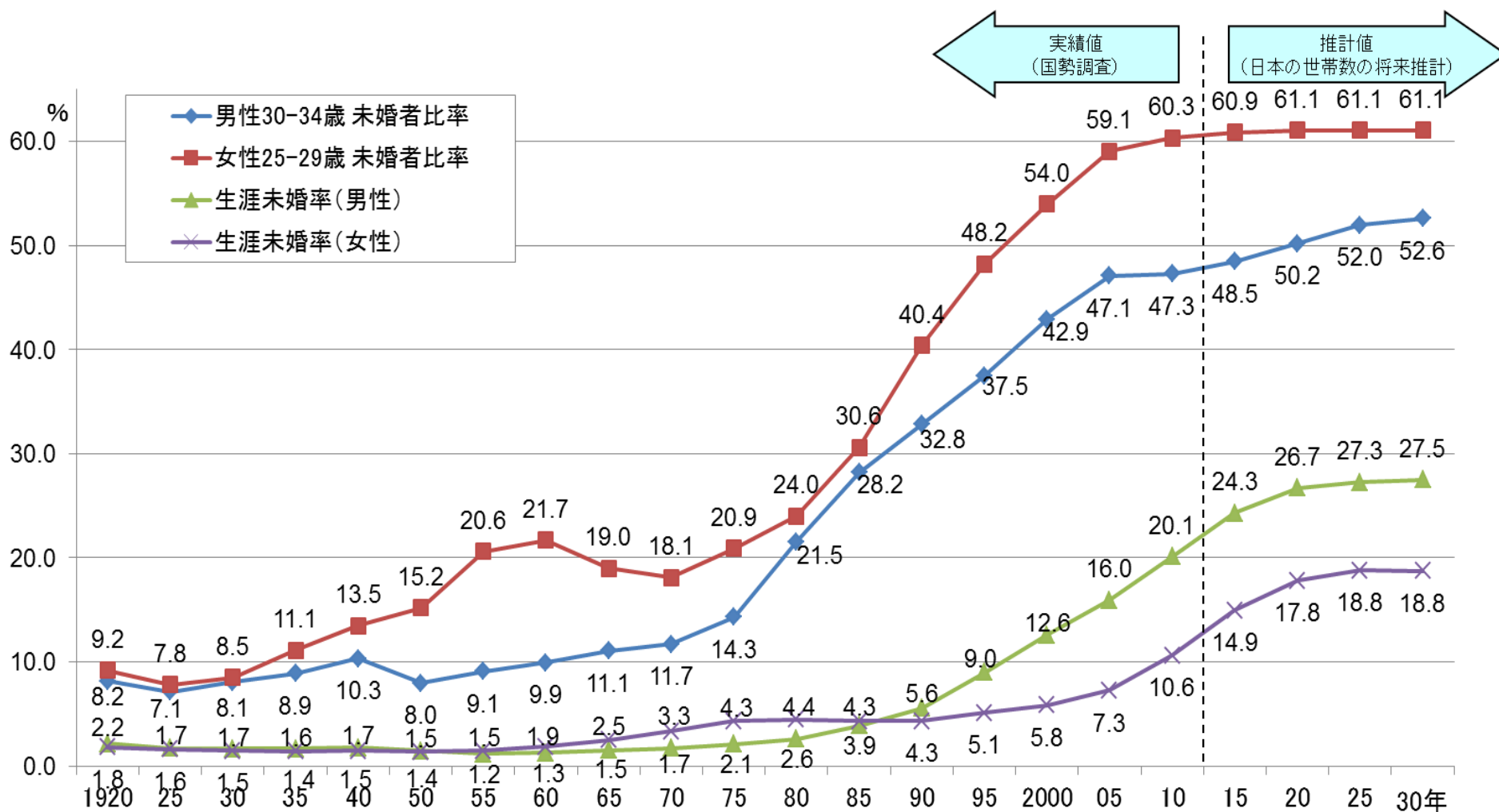
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれている。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

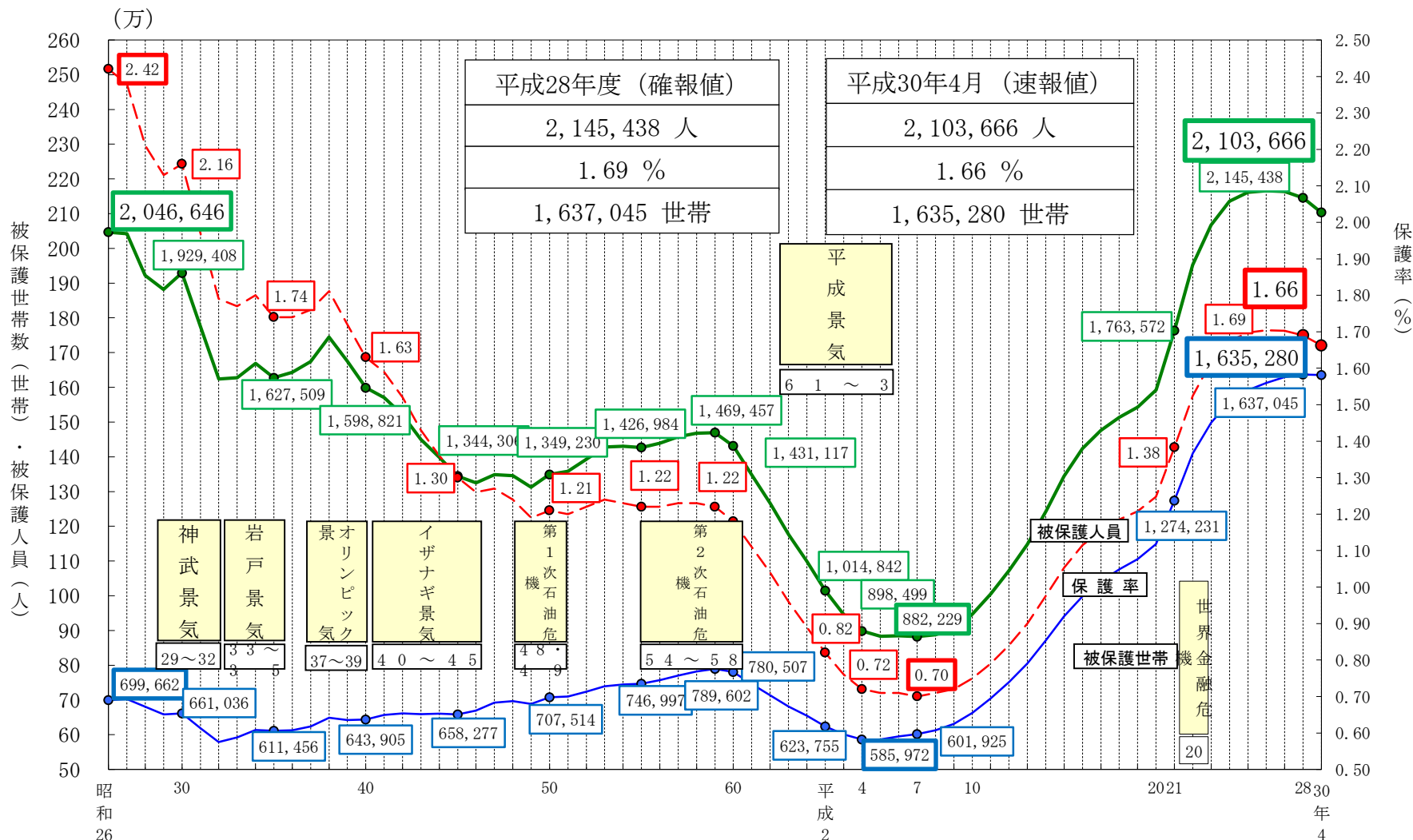
注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、

2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

○生活保護受給者数は約210万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。

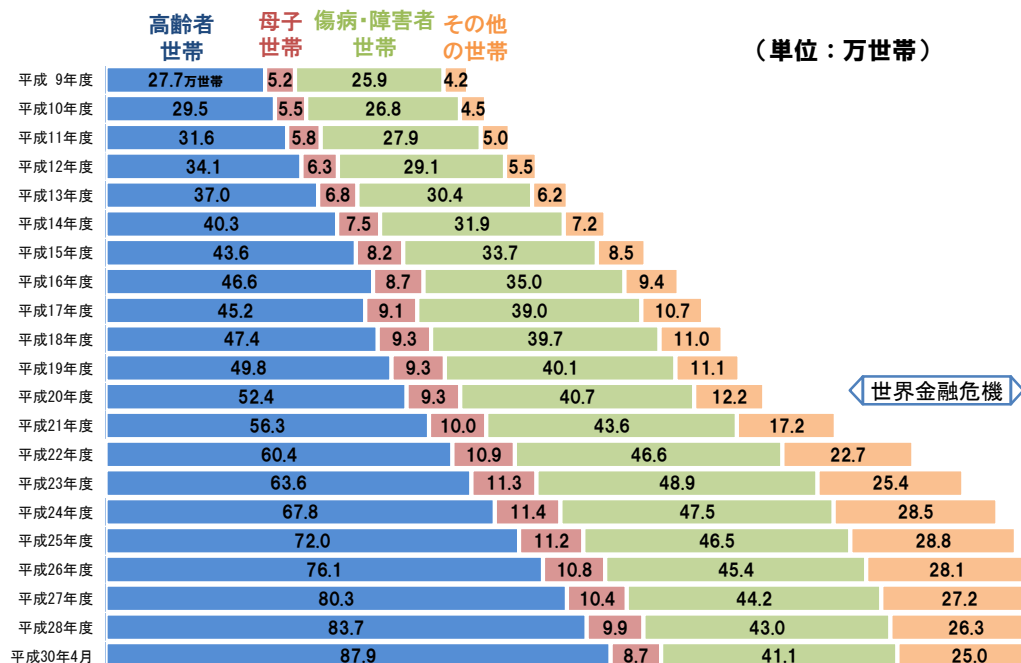


資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

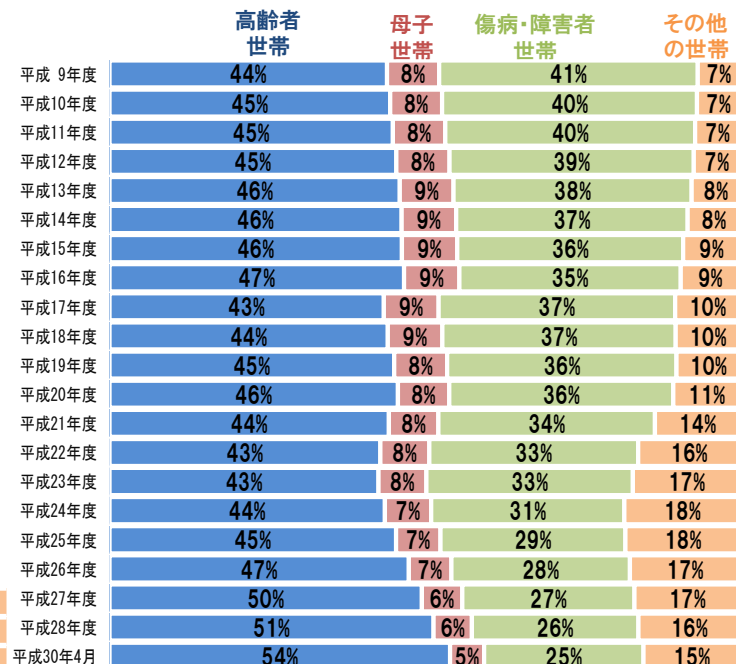
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



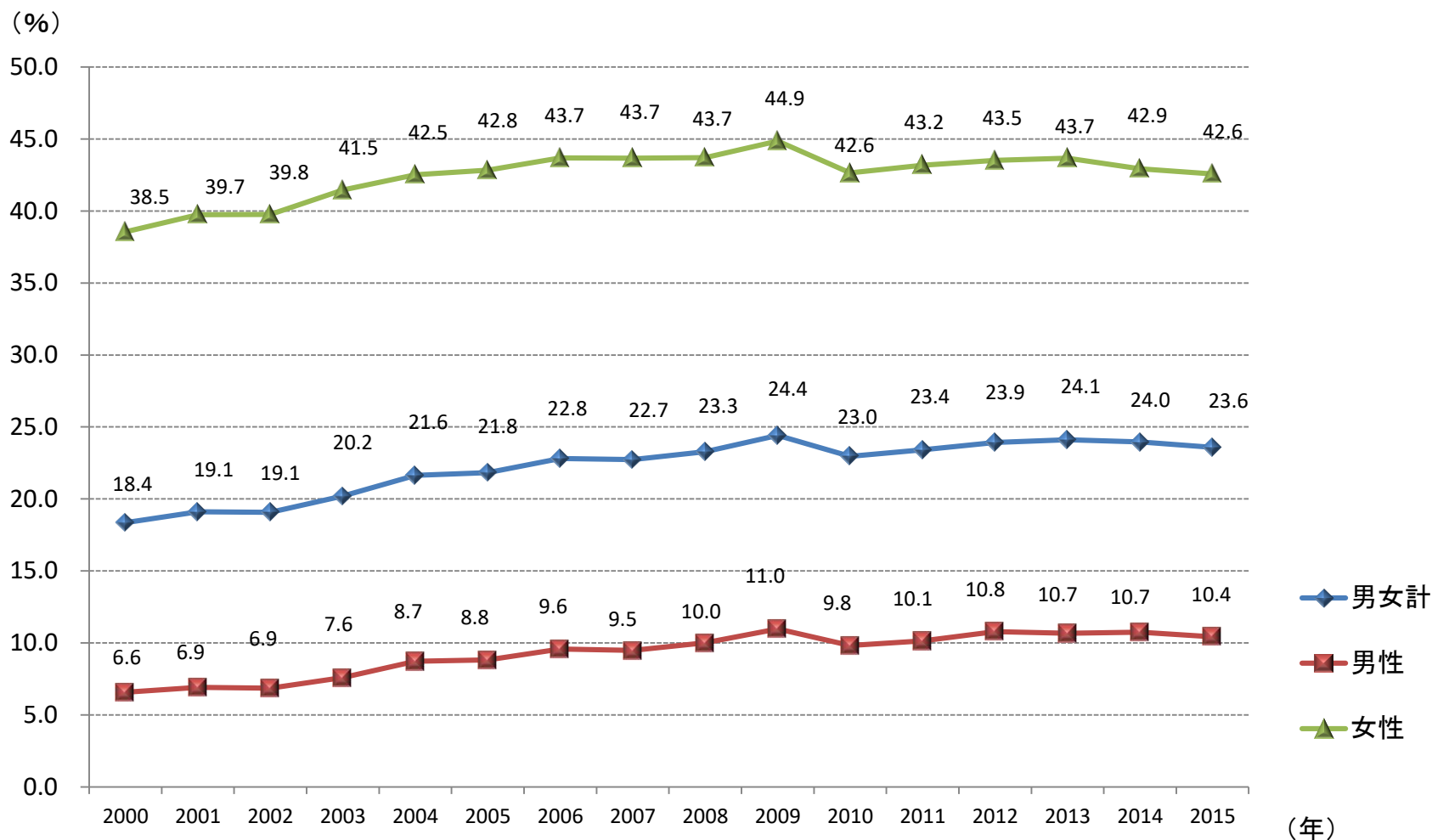
【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査（平成29年度以降は ※高齢者世帯の90.7%が単身世帯（平成28年度（確定値））。速報値）注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

給与所得者のうち、年収200万円以下の者の割合の推移

○ 年収200万円以下の給与所得者割合は、近年は概ね横ばいである。



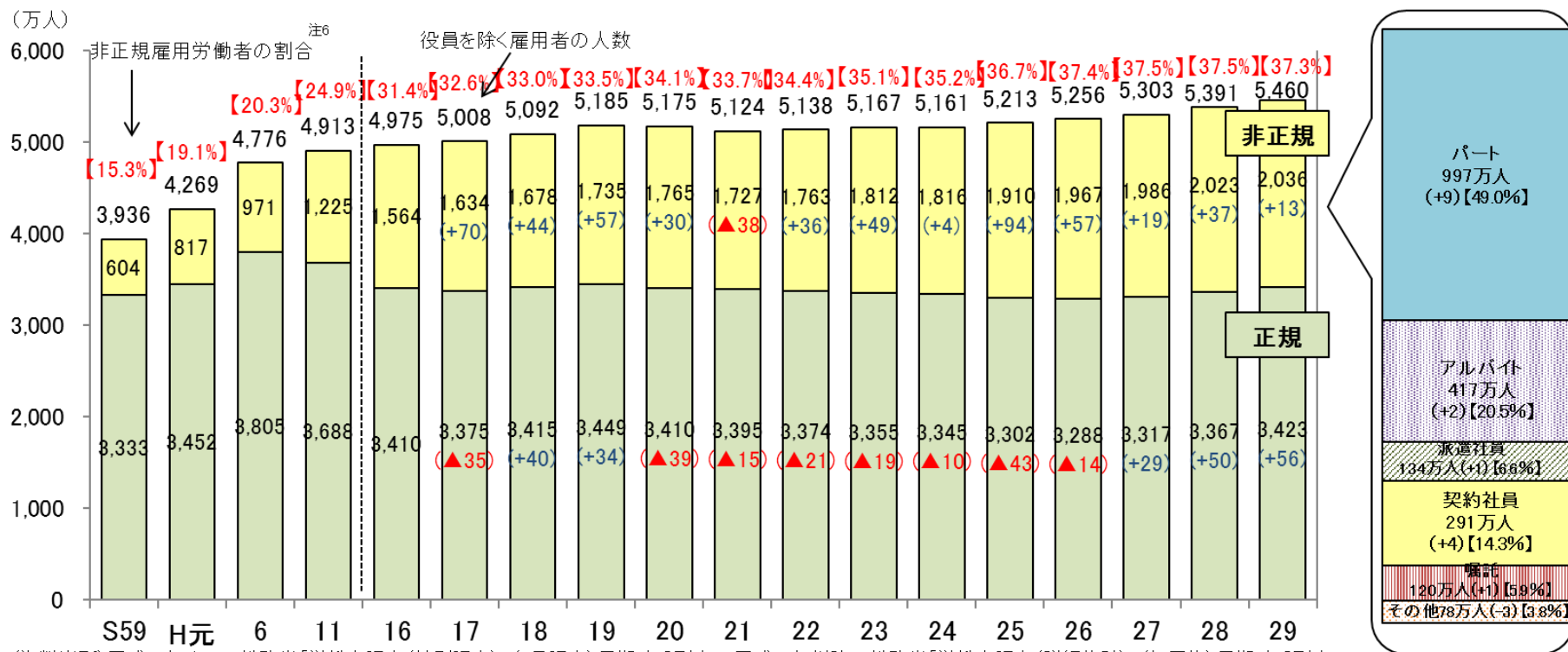
(資料出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」
1年を通じて勤務した給与所得者のうちの年収200万円以下の割合を示す。

正規雇用と非正規雇用労働者の推移

○ 非正規雇用は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.3%・平成29年平均）。なお、直近（平成30年7月現在）では、2,103万人（37.4%）。※

○ 正規雇用は、平成26年までの間に緩やかに減少していたが、平成27年に8年ぶりにプラスに転じ、3年連続で増加。

※総務省「労働力調査（基本集計）」（平成30年7月分）。なお、月単位の公表は平成25年1月から開始。



（資料出所）平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

（注）1）平成17年から平成21年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

2）平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

3）平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成27年国勢調査基準）。

4）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

5）正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

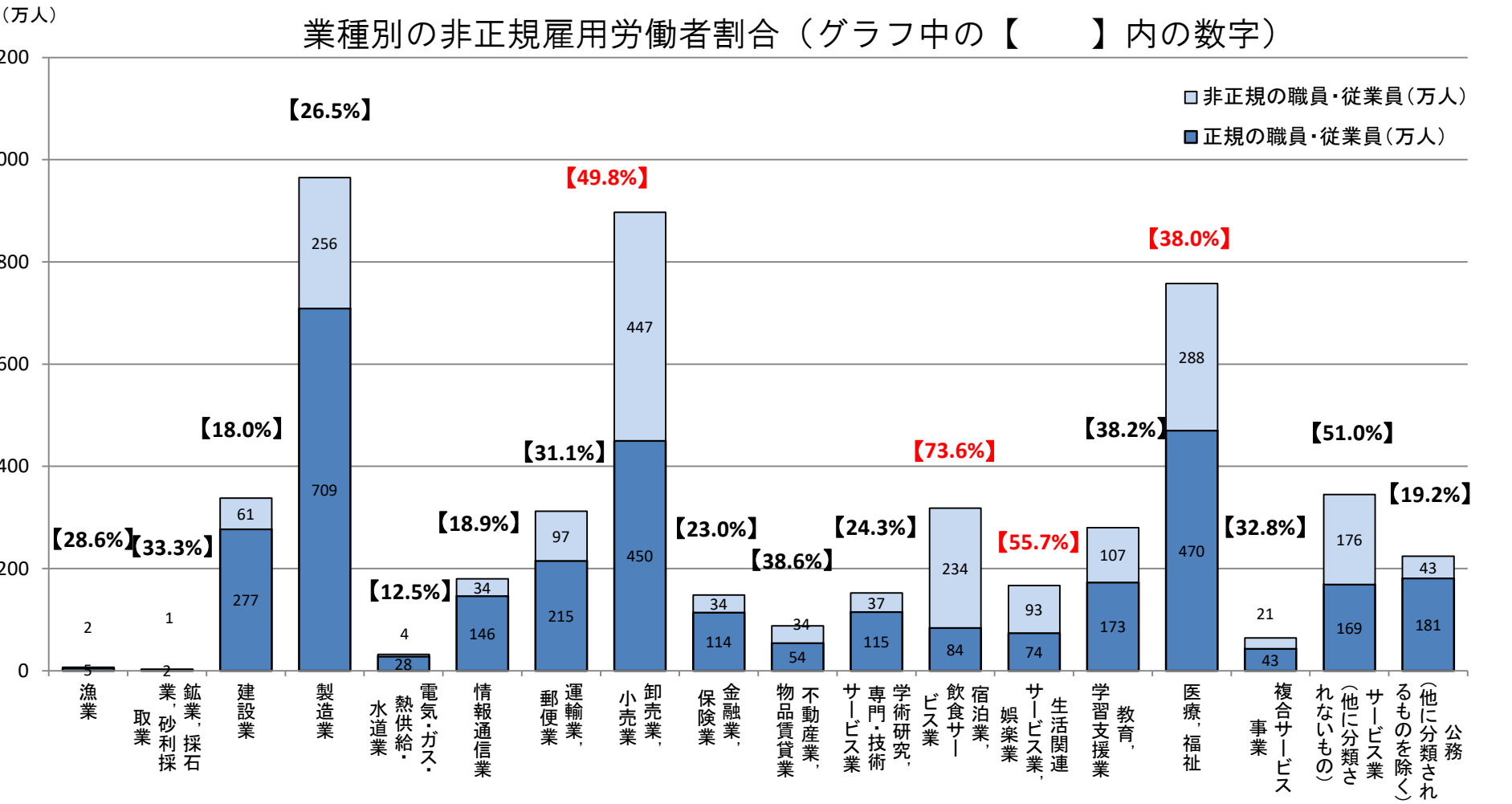
6）非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

7）割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

雇用情勢が改善する中での課題

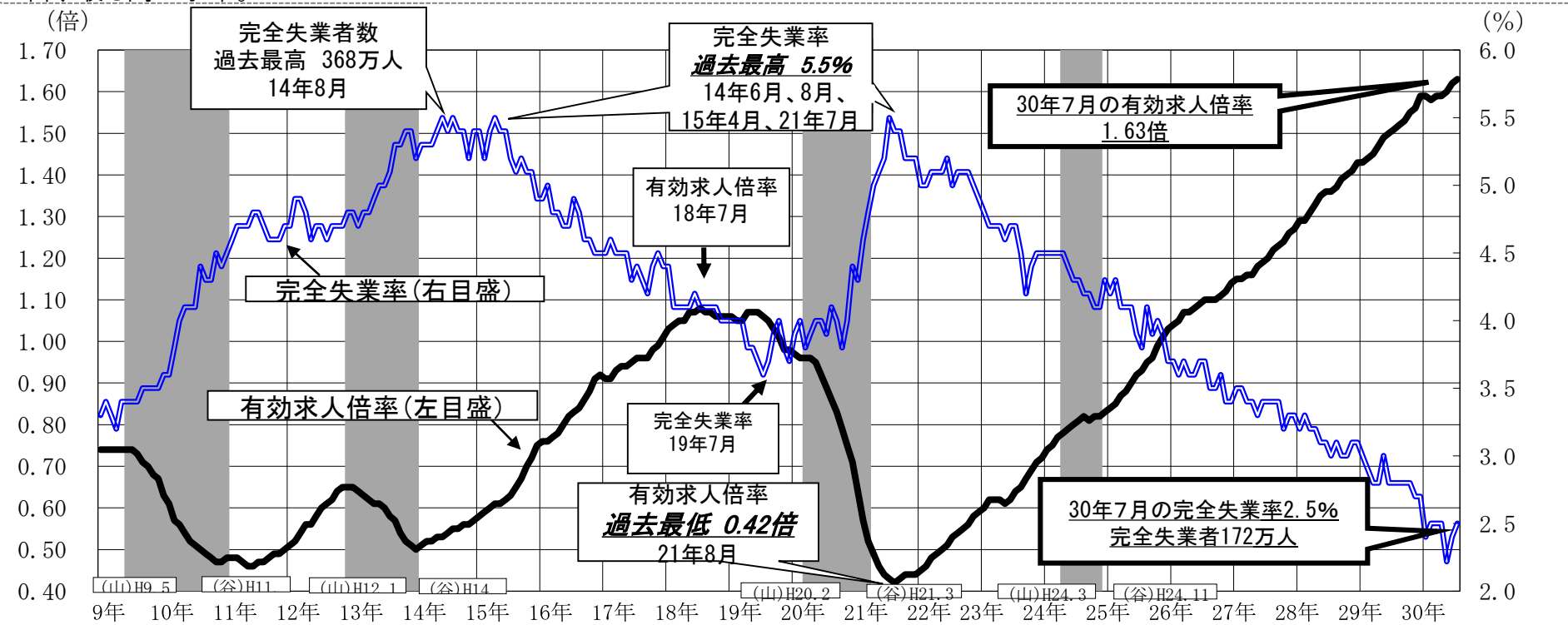
●非正規雇用労働者の割合は37.6%となっており、産業によって、特に割合が高い分野が存在。

・全労働者に占める非正規雇用労働者の割合は、37.6%（平成29年7月）。産業別に見ると、ばらつきはあるが、『宿泊業，飲食サービス業』『生活関連サービス業，娯楽業』等のサービス関係、『卸売業，小売業』といった分野で、特に高くなっている。また、人材不足対策の重点分野である『医療，福祉』についても、非正規雇用労働者割合が比較的高くなっている。

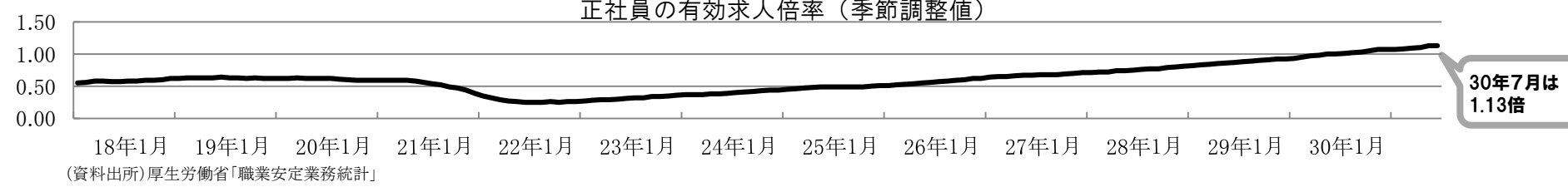


現在の雇用情勢（全国）～現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。～

- 7月の完全失業率は2.5%と前月より0.1ポイント上昇。
- 7月の有効求人倍率は1.63倍であり、前月より0.01ポイント上昇。※57か月連続で1倍台の水準。
- 正社員の有効求人倍率は、平成21年11月以降上昇傾向にあり、平成30年7月では1.13倍と、平成16年11月の集計開始以降、最も高い水準。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」※シャドー部分は景気後退期。
(注) 平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。



主要産業別雇用者数・新規求人数

- 雇用者数を主要産業別にみると、「医療、福祉」は、831万人と前年同月差26万人増加(6か月連続で増加)。
- 主要産業の新規求人の状況を前年同月比でみると、全ての主要産業で増加。

表1 産業別雇用者数

(単位:万人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年		
			5月	6月	7月
建設業	403 (▲6)	407 (4)	403(4)	420(4)	416(▲3)
製造業	999 (11)	1006 (7)	1018(8)	1007(11)	1002(2)
情報通信業	200 (▲1)	203 (3)	218(12)	206(▲2)	211(15)
運輸業、郵便業	327 (0)	328 (1)	326(7)	330(6)	326(▲3)
卸売業、小売業	976 (10)	988 (12)	996(14)	963(0)	992(2)
医療、福祉	778 (25)	786 (8)	816(17)	818(13)	831(26)

(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(注)原数値。()は、年次は前年差。月次は前年同月差。

表2 新規求人数の前年同期比

(単位:%)

区分	平成29年						平成30年						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
産業計	3.5	6.3	5.6	7.1	5.5	9.6	2.3	0.2	3.1	4.6	5.5	0.2	3.7
建設業	3.7	8.0	6.6	6.1	9.1	9.6	2.4	1.8	5.9	5.4	8.8	4.0	6.6
製造業	10.5	11.7	11.3	12.8	9.3	16.6	8.0	5.4	7.6	9.3	9.2	3.5	6.6
情報通信業	▲2.1	1.2	▲0.9	9.3	4.3	1.5	1.2	▲3.2	▲7.8	▲0.4	▲0.1	▲11.2	0.4
運輸業、郵便業	9.2	12.3	10.2	7.3	12.7	11.9	3.9	6.6	4.3	4.2	6.9	2.0	5.2
卸売業、小売業	0.2	2.1	0.7	6.6	3.5	5.0	▲0.1	▲1.7	2.8	5.3	3.1	▲2.5	0.5
医療、福祉	3.3	6.5	8.6	7.9	6.1	11.2	3.1	3.7	5.0	5.9	6.5	3.8	6.3

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)原数値の前年同月比。

地域における雇用情勢

○ 有効求人倍率を都道府県別に見ると、全都道府県で1倍を上回っている（北海道、東北・九州の一部地域や沖縄などで、相対的に低くなっている）

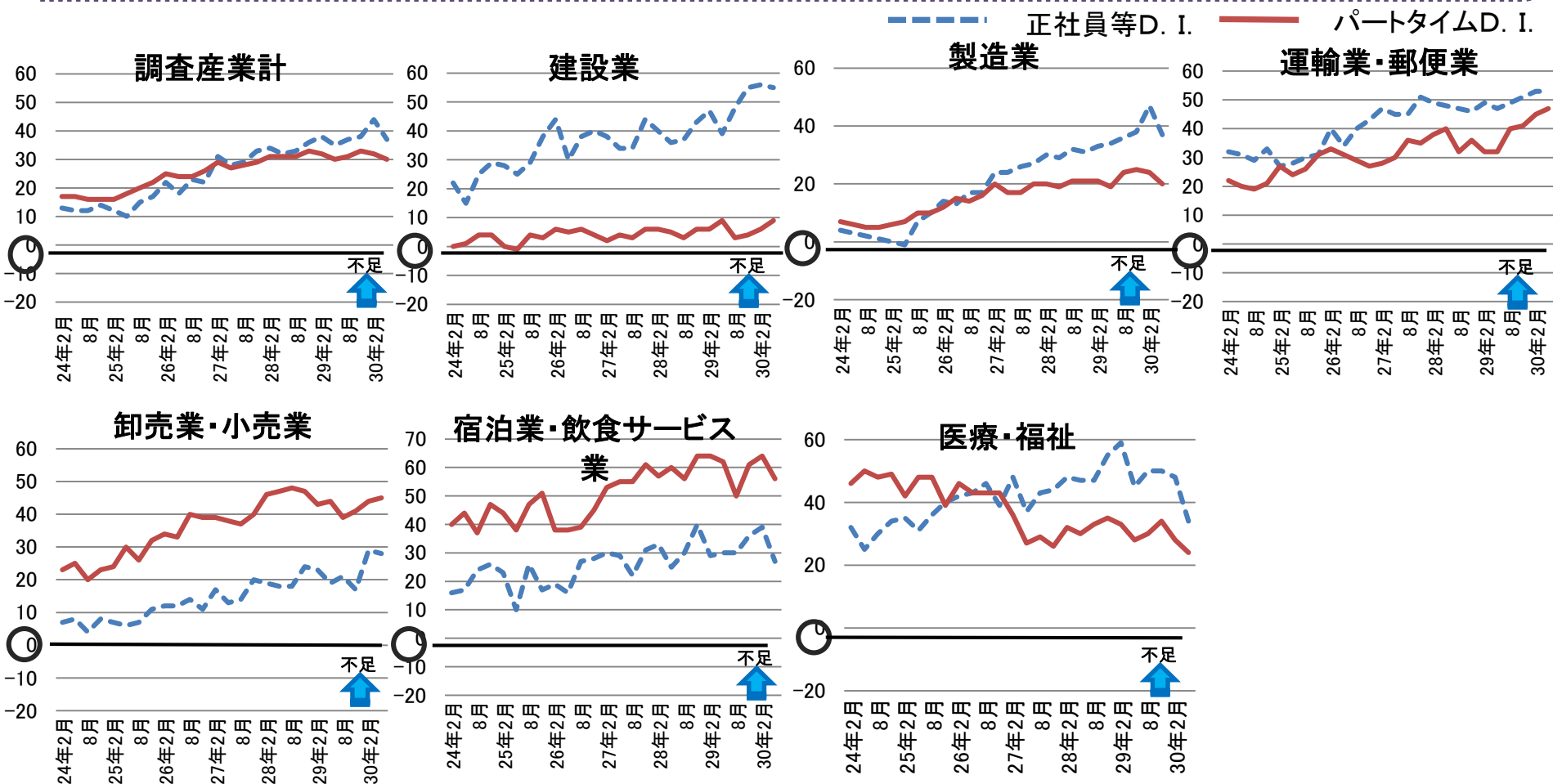
都道府県別有効求人倍率（平成30年7月） (倍)

北海道	1.15	岐阜県	2.07	佐賀県	1.35
青森県	1.28	静岡県	1.73	長崎県	1.28
岩手県	1.43	愛知県	1.99	熊本県	1.76
宮城県	1.69	三重県	1.69	大分県	1.61
秋田県	1.50	滋賀県	1.42	宮崎県	1.54
山形県	1.65	京都府	1.56	鹿児島県	1.34
福島県	1.52	大阪府	1.76	沖縄県	1.14
茨城県	1.61	兵庫県	1.45		
栃木県	1.45	奈良県	1.48	全国	1.63
群馬県	1.72	和歌山県	1.33		
埼玉県	1.39	鳥取県	1.67		
千葉県	1.37	島根県	1.72		
東京都	2.16	岡山県	2.02		
神奈川県	1.19	広島県	2.14		
新潟県	1.74	山口県	1.55		
富山県	1.95	徳島県	1.50		
石川県	1.98	香川県	1.80		
福井県	2.13	愛媛県	1.63		
山梨県	1.46	高知県	1.30		
長野県	1.70	福岡県	1.64		

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」 ※一般(パート含む)、受理地別、季節調整値。 12

労働者過不足状況

- 正社員等についてみると、「運輸業・郵便業」、「医療・福祉」、「建設業」等で不足感が強い。
- パートタイムについてみると、「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売業・小売業」で不足感が強い。



(資料出所)厚生労働省「

(注1)「正社員等」とは、雇用期間を定労働経済動向調査めないで雇用されている者または1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。

なお、派遣労働者は含まない。

(注2)%ポイントは「不足」－「過剰」にて算出

●職種によって有効求人倍率にばらつき。人材不足問題が顕在化。

・人材不足対策の重点分野である建設、看護、介護、保育に加えて、サービス、水産加工、輸送・機械運転、保安等で有効求人倍率が高い。

●人材不足が生じている業種や、非正規雇用労働者の割合が高い産業では、若者の離職率も高い。

・『宿泊業、飲食サービス業』等のサービス関係の業種や、『教育、学習支援業』『小売業』『不動産業、物品賃貸業』等で若者の離職率が高くなっている。また、人材不足対策の重点分野である『建設業』『医療、福祉』等でも若者の離職率が比較的高くなっている。

表1 職種別のミスマッチの状況

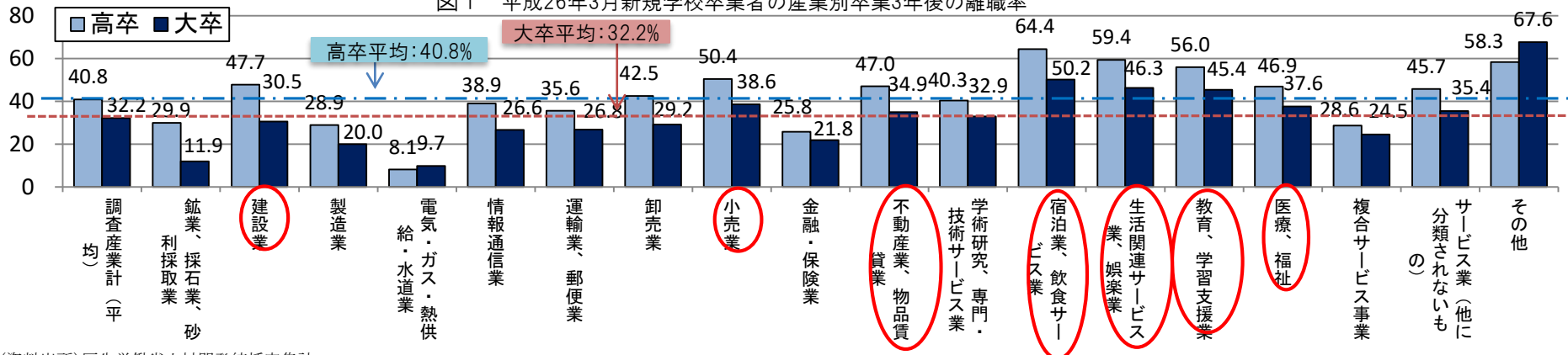
(平成30年7月分)

職種	倍率（倍）	求人数（人）	求職者数（人）	職種	倍率（倍）	求人数（人）	求職者数（人）
管理的職業	1.43	9,687	6,754	生産工程の職業	1.80	251,864	139,882
専門的・技術的職業	2.09	468,957	224,036	うち水産物加工工	4.23	5,442	1,286
うち看護師・准看護師	2.25	94,932	42,192	輸送・機械運転の職業	2.48	133,858	54,045
うち保育士	2.50	46,948	18,748	建設・探掘の職業	4.78	112,671	23,570
事務的職業	0.47	226,872	484,010	うち建設の職業	4.63	31,208	6,745
販売の職業	2.25	288,960	128,582	うち土木の職業	4.61	40,976	8,886
サービスの職業	3.45	610,678	176,847	運搬・清掃・包装等の職業	0.78	233,087	297,844
農林漁業の職業	1.53	17,316	11,287	介護関連職種(*)	3.93	283,382	72,122
うち農業の職業	1.49	14,523	9,776	保安の職業	7.94	79,878	10,056
うち漁業の職業	1.15	654	568	職業計	1.42	2,433,828	1,709,223

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」 ※常用(パート含む)、原数値

(*) 介護関連職種:『専門的・技術的職業』のうち、「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉の専門的職業」、「サービスの職業」のうち、「家政婦(夫)、家事手伝い」「施設介護員」「訪問介護職」

図1 平成26年3月新規学校卒業者の産業別卒業3年後の離職率



(資料出所) 厚生労働省人材開発統計官集計

ホームレスについて

- 国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は把握している限り、毎年減少しているが、依然として約5千人のホームレスが確認されている。
- ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化などが課題となっている。

1. ホームレス数の推移



2. 性別・年齢の状況

- 男女構成
 - ・ 男性 96.2% (+0.7)
 - ・ 女性 3.8% (▲0.7)
 - 年齢階層
 - ・ ~39歳 3.4% (▲0.3)
 - ・ 40~49歳 8.9% (▲2.9)
 - ・ 50~54歳 9.0% (▲1.9)
 - ・ 55~59歳 13.0% (▲5.3)
 - ・ 60~64歳 22.9% (▲2.8)
 - ・ 65~69歳 23.1% (+6.5)
 - ・ 70歳~ 19.7% (+6.8)
- 平均年齢61.5歳 (+2.2歳)

3. 路上での生活の状況

1 路上生活の形態

- 生活している場所が定まっている者は77.5% (▲5.7)
- 生活場所
 - ・ 公園 33.0% (+4.8)
 - ・ 河川 26.3% (▲2.7)
 - ・ 道路 15.3% (▲0.6)

2 路上生活の期間

- 今回の路上生活の期間
 - ・ 「10年以上」 34.6% (+8.6)
 - ・ 「5年以上10年未満」 20.5% (+0.3)
 - ・ 「3年以上5年未満」 10.5% (▲5.3)
 - ・ 「1年以上3年未満」 12.2% (▲5.5)
 - ・ 「1年未満」 22.2% (+2.0)

3 仕事と収入の状況

- 仕事をしている者は55.6% (▲4.8)
 - 主な内訳は「廃品回収」が70.8% (▲6.9)と最も多い
- 仕事による収入月額
 - ・ 「1万円未満」 9.6% (▲3.6)
 - ・ 「1~3万円未満」 30.7% (▲4.1)
 - ・ 「3~5万円未満」 33.6% (+2.8)
 - ・ 「5万円以上」 25.9% (+4.7)
- 仕事をしている者の平均収入は、約3.8万円 (+0.3万円)

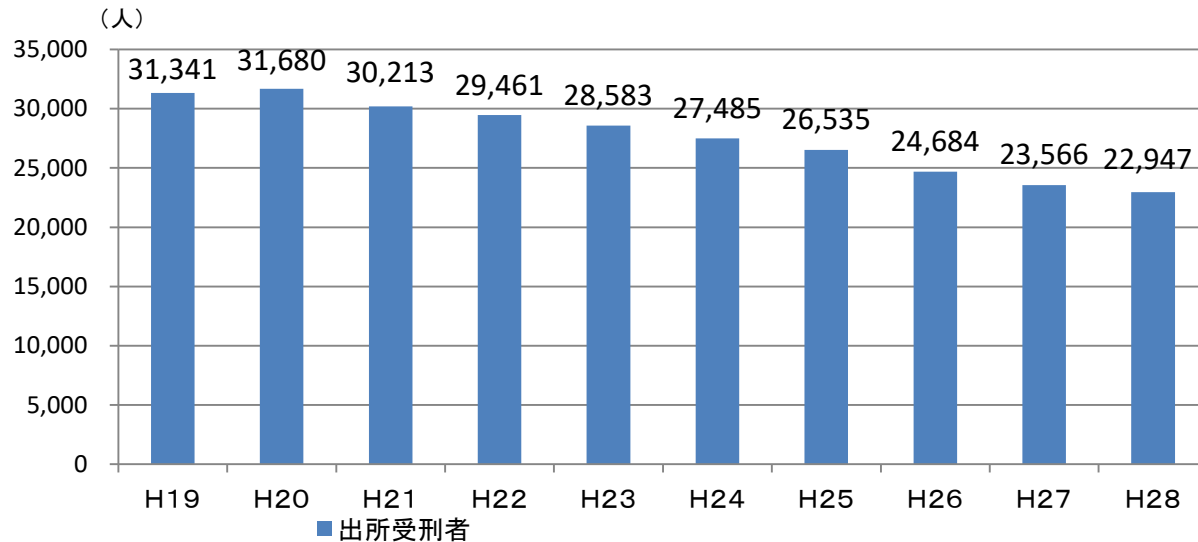
※資料出所：1は、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果。2，3はホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果。（いずれも厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）

※2，3のカッコ内は平成24年1月実施調査結果からの変動値。15

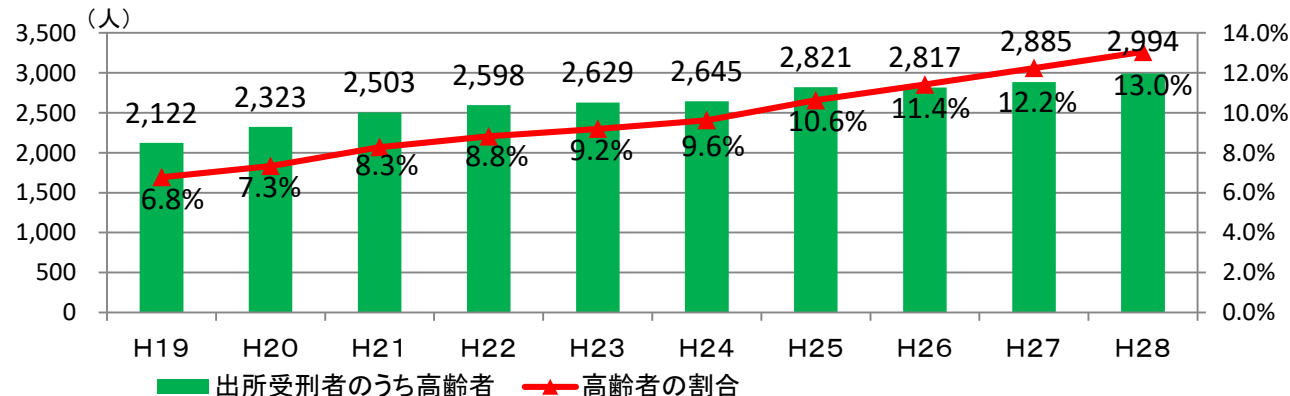
刑務所出所者数の推移

- 刑務所出所者は、総数は減少傾向にあるものの、高齢者は人数・割合ともに増加している。
- 受刑者で見ると、障害を有する者も1割程度存在している。

1. 刑務所出所者数の推移



2. 刑務所出所者のうち高齢者の推移



3. 入所した受刑者のうち知的障害等を有する者

	H28
入所受刑者	20,467
知的障害	280
人格障害	122
神経症性障害	485
その他の精神障害	2,035
知的障害等の割合	14.3%

資料出所：法務省矯正統計統計表

(注1) 上記障害については、刑事施設等において同障害を有すると診断された者をいう。

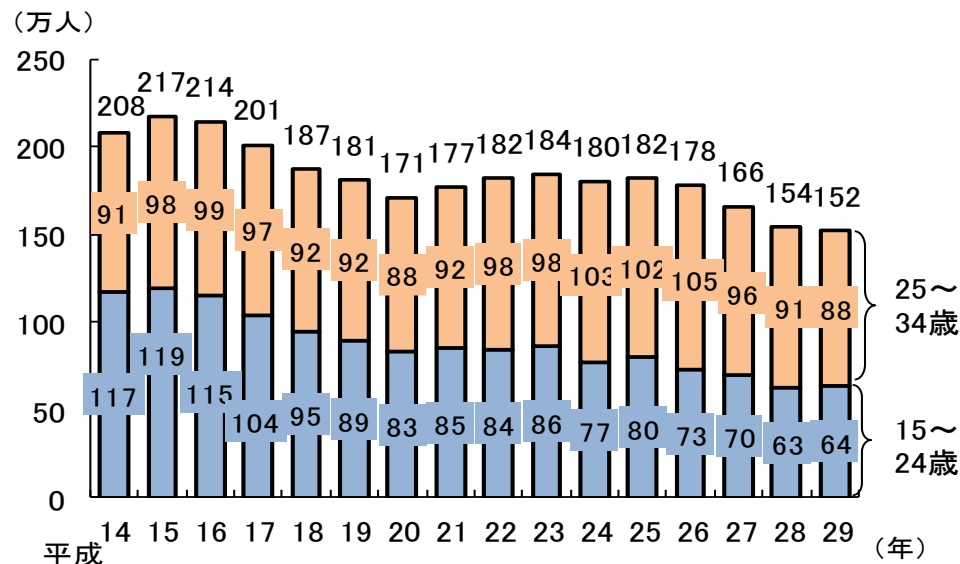
(注2) 「その他の精神障害」は精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。

フリーター・ニートの数の推移

フリーター数は、平成29年で152万人

- フリーター数は217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少した後、平成21年以降、180万人前後で推移していたが、平成29年は152万人となり、前年に比べ2万人の減少となった。

フリーターの数の推移(年齢別)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

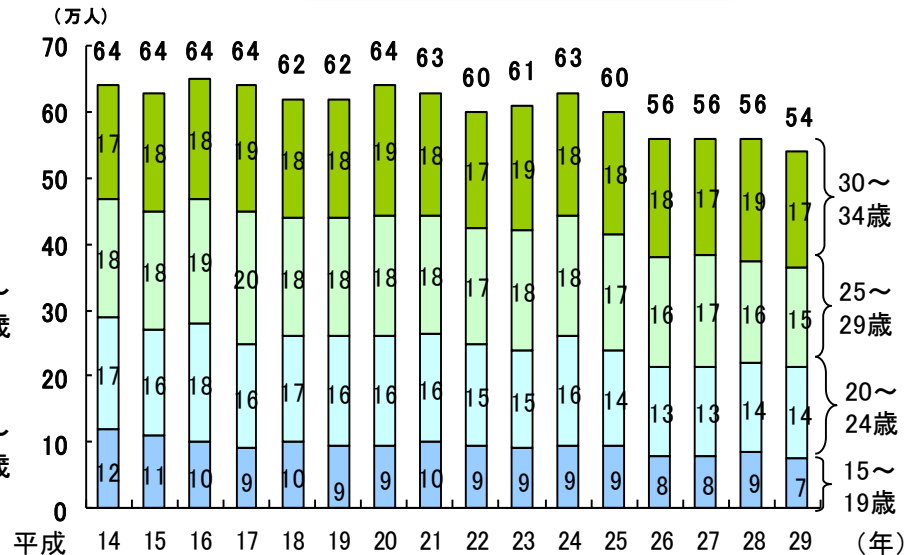
(注) フリーターの定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計。

- 1 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

ニート数は、平成29年で54万人

- ニート数は、平成26年以降、50万人台半ばで推移。

ニートの数の推移(年齢別)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

ひきこもりについて

定義

様々な要因の結果として、**社会的参加**（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、**原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態**（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す**現象概念**。

※ ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神症性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低い。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より

推計数

内閣府関係調査

広義のひきこもり状態にある者 54.1万人、狭義のひきこもり状態にある者17.6万人

平成28年9月 「若者の生活に関する調査報告書」より

※平成22年7月の「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」による推計によると、
広義のひきこもり状態にある者 69.6万人、狭義のひきこもり状態にある者 23.6万人

厚生労働省関係調査

ひきこもり状態にある世帯数 約26万世帯

平成18年度 厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」による推計

○把握方法

全国11の地域の住民から無作為に抽出し、調査に協力いただいた4,134名を対象に、調査員の戸別訪問により直接面接を実施

（平成14～17年度にWHOの主導する国際的な研究プロジェクトである世界精神保健調査に参画して実施）

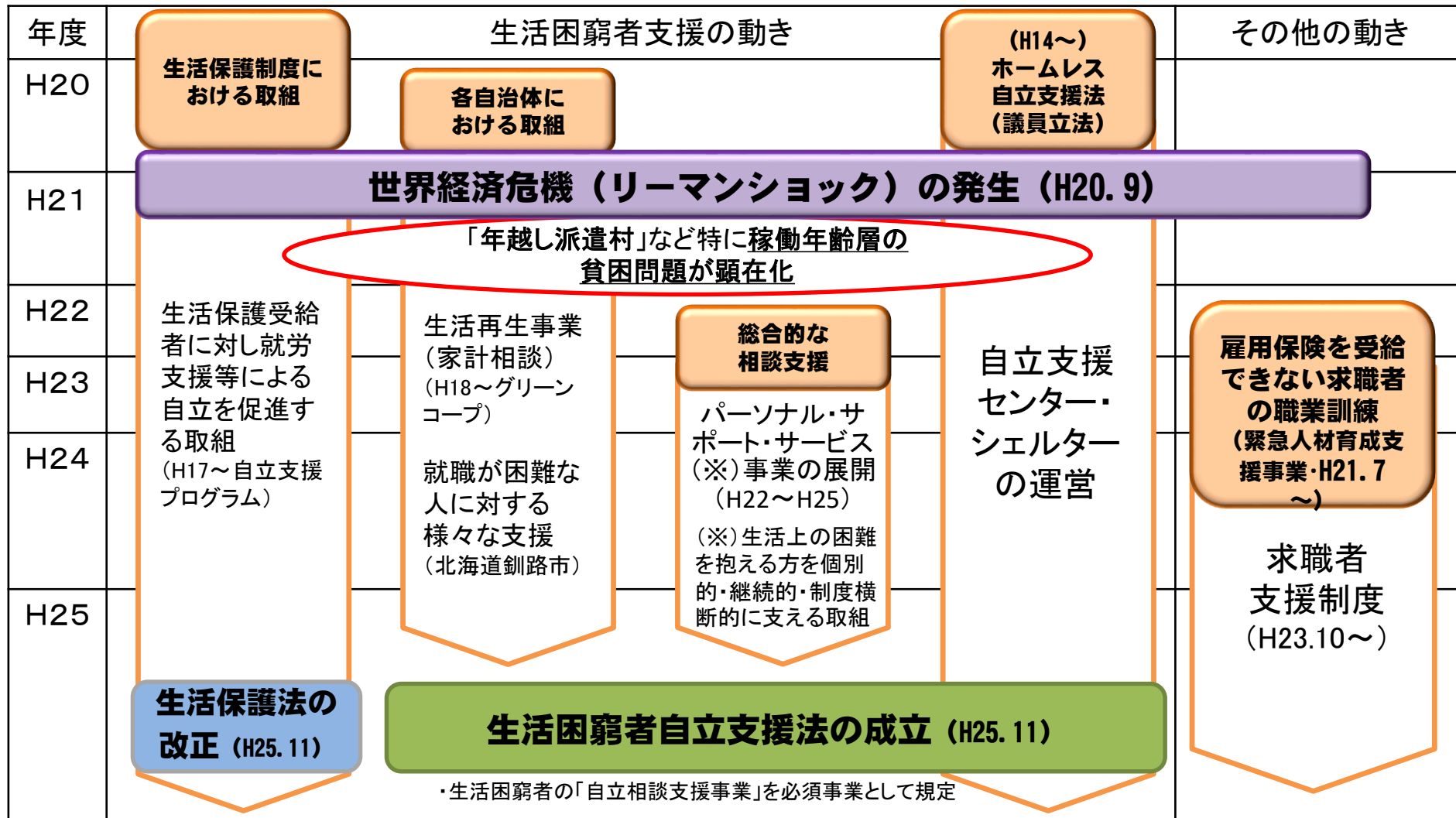
○調査結果

面接を受けた対象者全員の中で、現在、ひきこもり状態にある子どものいる世帯は、0.56%。

全国の総世帯数にこの率を乗じて、ひきこもり状態にある世帯は、約26万世帯と推計。

Ⅱ 生活困窮者自立支援制度の概要

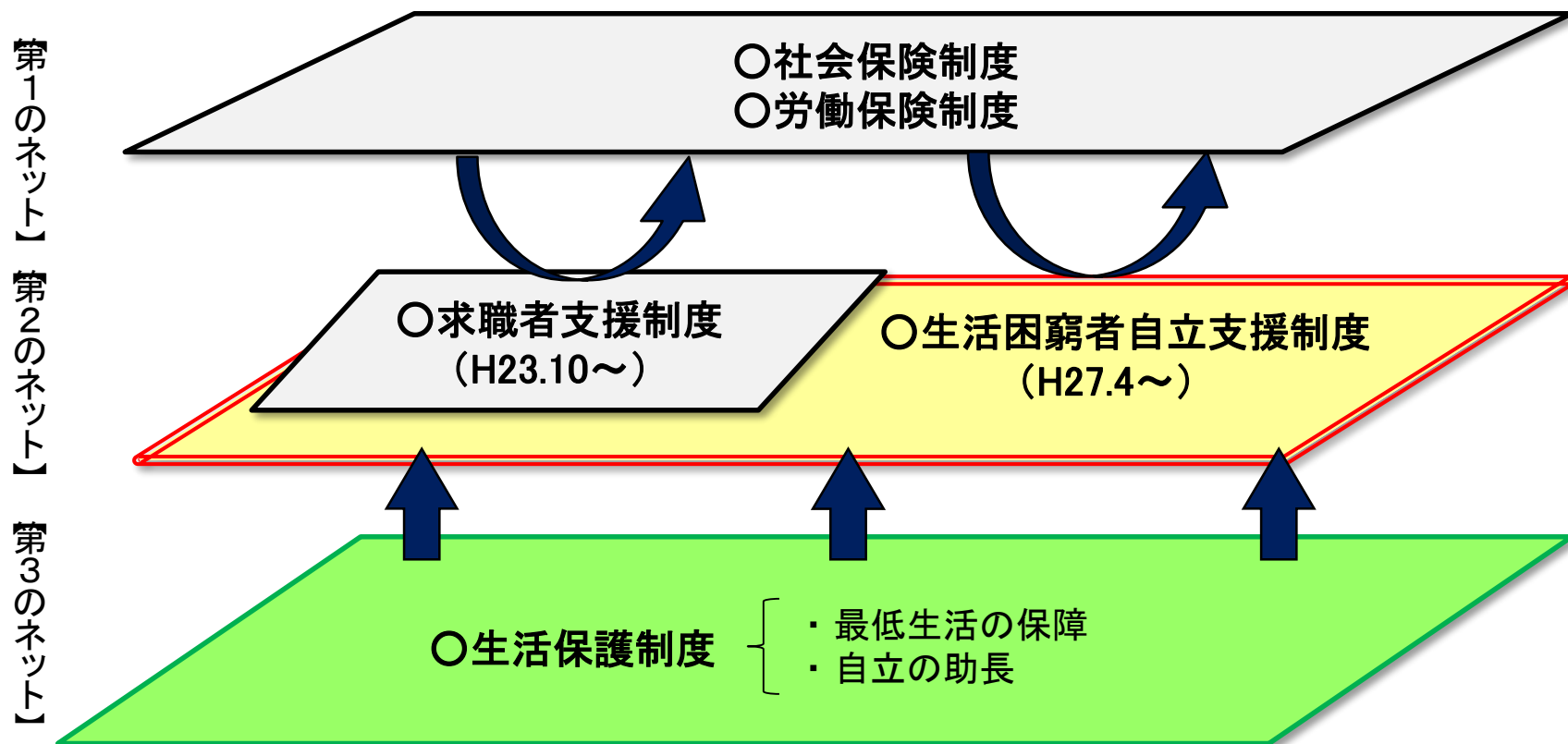
生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



生活困窮者に対する支援の考え方

生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊感情の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつなぎ
- 支援のための地域のネットワークづくり

生活困窮者支援を通じた「地域づくり」

地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

＜主な対象者のイメージ＞

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**

約30万人(H29・厚生労働省推計)

ホームレス

約0.6万人(H29・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**

約0.4万人(H28・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**

約76万人(H28・労働力調査)

**ひきこもり
状態に
ある人**

約18万人(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」) + α(内閣府推計で対象外の40歳以上の人)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約6万人(H27)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.9%(H27・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約311万世帯(H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約137万人(H27・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成27年3月27日付け事務連絡) 等

・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
・児童養護施設退所後の子どもの支援 等

・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
・求職者支援制度の活用

労働行政
(ハローワーク、地域若者サポートステーション等)

生活保護
(福祉事務所)

ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策
(福祉事務所、児童養護施設等)

障害保健福祉施策
(障害者就業・生活支援センター等)

・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
・認定就労訓練事業の担い手確保 等

・地域住民相互の支え合い等インフォーマルな支援の創出
・地域のネットワーク強化 等

地域福祉施策
(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

介護保険
(地域包括支援センター等)

・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
・地域ネットワークの整備等に係る連携 等

・住居に関する課題への連携した対応

住宅施策
(居住支援協議会)

国民年金保険料免除制度

・納付相談に訪れる者のつなぎ
・国民年金保険料免除制度の周知 等

・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
・子ども・若者総合相談センターとの連携

子ども・若者育成支援施策
(子ども・若者支援地域協議会等)

教育施策
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
・高等学校等の修学支援 等

・多重債務者に対する専門的な支援との連携

多重債務者対策
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

矯正施設
(保護観察所等)

・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供 等

・農林水産分野における就労の場の確保

農林水産分野

自殺対策施策
(自殺予防に関する相談窓口、地域自殺対策推進センター)

・自殺の危険性が高い者への連携した対応

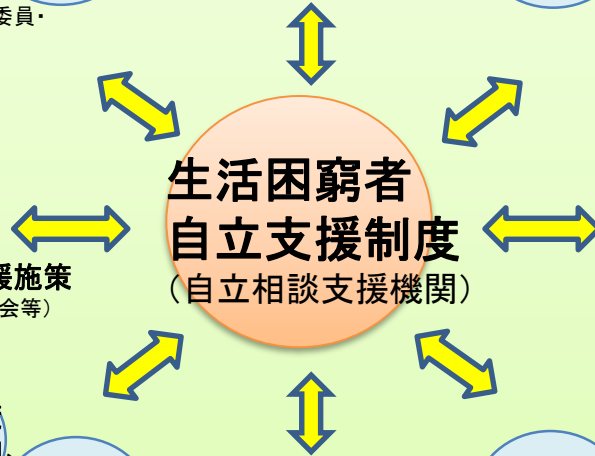
ひきこもり地域支援センター等

・ひきこもり状態にある者への連携した対応

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度

・納付相談に訪れる者のつなぎ
・所得の低い世帯への配慮措置の周知や申請援助
・保険料(税)滞納者への連携した対応

生活困窮者自立支援制度
(自立相談支援機関)



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者自立支援制度の概要

平成30年度予算額 432億円
(平成29年度予算額 400億円)

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
(全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

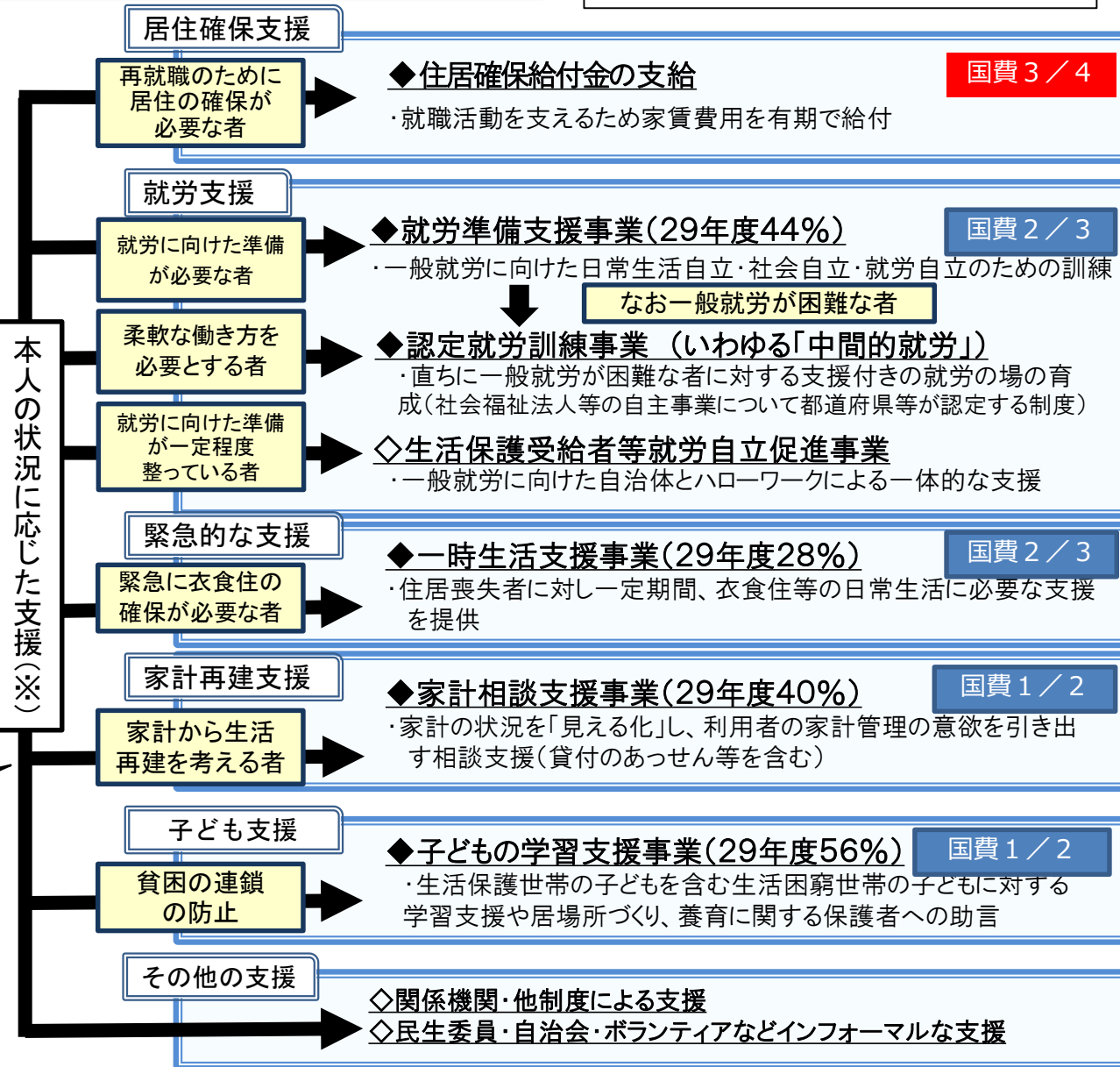
〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

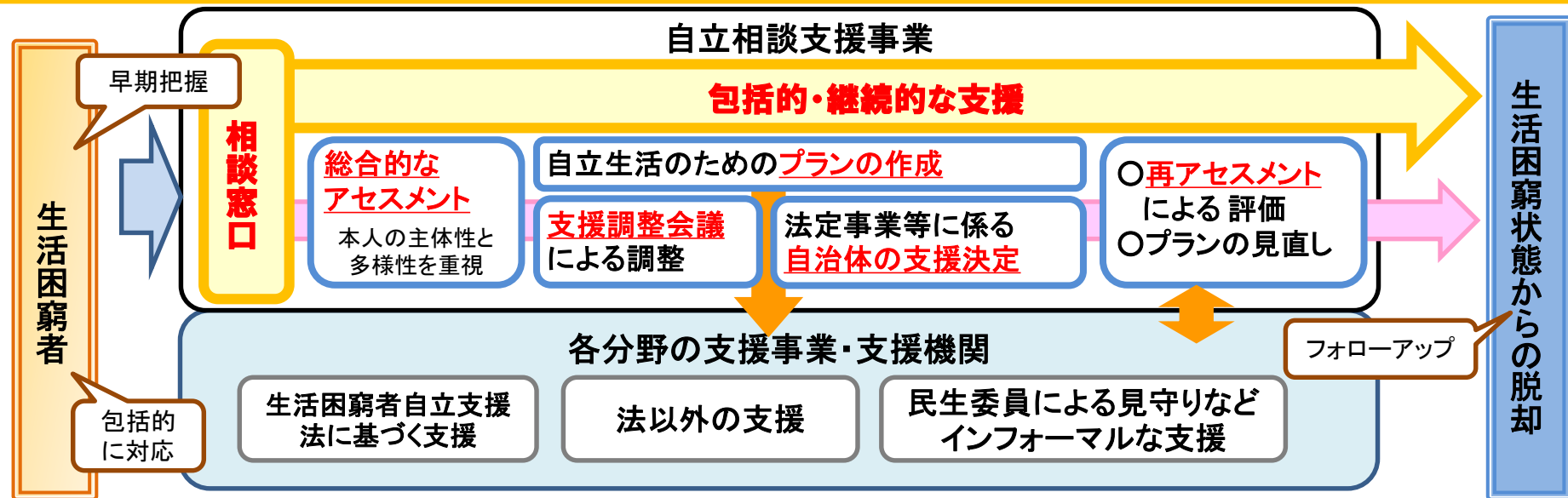
※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援事業(必須事業)

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



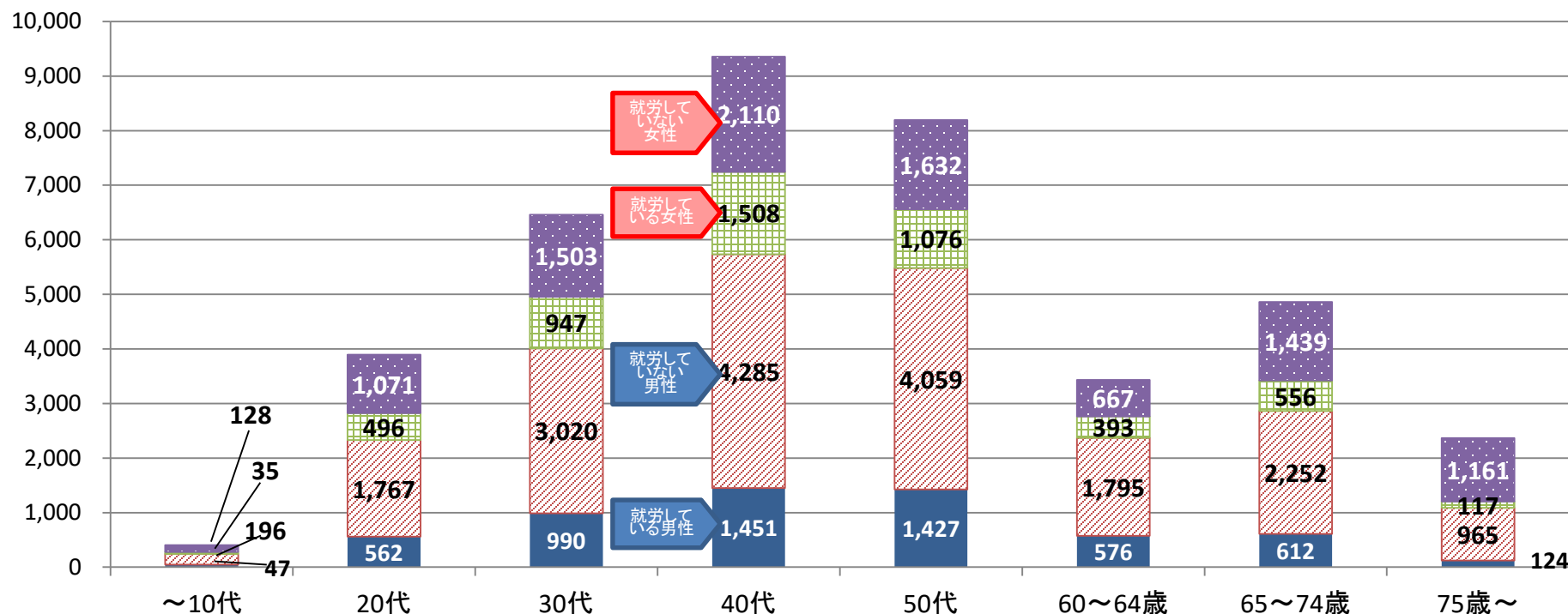
期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

新規相談者の状況（性別・世代別・就労状況等）

- 新規相談者の状況を性別・世代別・就労の有無別に見ると、
 - ・ 全体の6割を男性が占めるが、特に40～50代の就労していない男性で全体の約21.4%を占める。
 - ・ 全体の約28.0%が就労している（男性で約24.0%、女性で約34.6%）。
 - ・ 65歳以降の相談者が全体の約18.5%を占める。
- 新規相談者のうち、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占める。

（件）

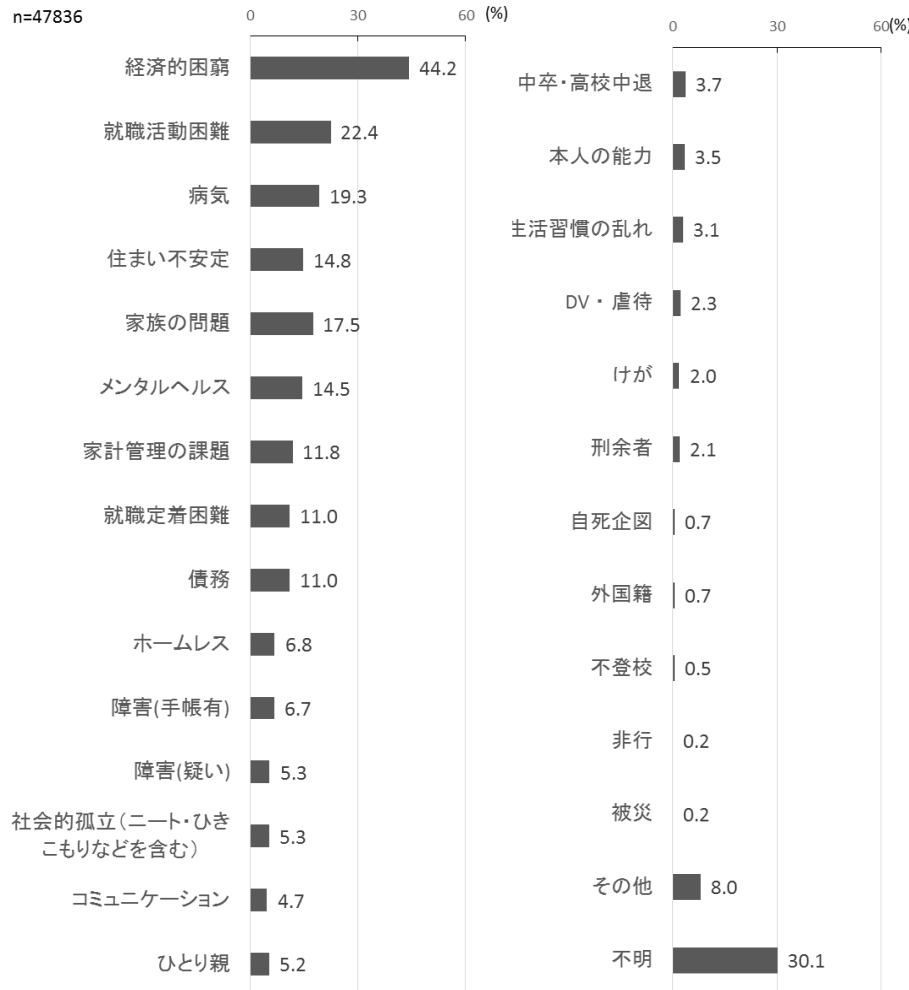


（出典）平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」（みずほ情報総研株式会社）。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースのうち、年齢・性別・就労状況の3つが明らかな38,967ケースについてグラフ化したもの。子どものいる50代以下の相談者の割合は、子どもの有無別が明らかな36,186ケースの内数。

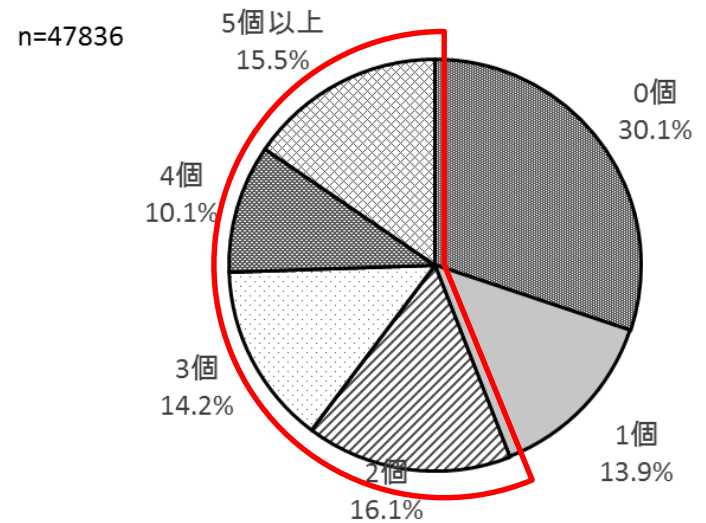
新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

平成30年度の目安値について

- 平成29年度より、「継続的支援対象者のステップアップ率」を追加する等、経済・財政再生計画改革工程表のKPI(平成30年度までに達成)を見直したところ。
- 現行のKPIの達成に向けた最終年度となる平成30年度においては、KPIに基づき、以下のとおり目安値を見直すこととする。

	平成29年度(現行) 目安値	平成30年度 目安値	KPI (平成30年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	24件	26件	年間40万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たりに 換算すると26件
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	12件 (新規相談件数の50%)	13件 (新規相談件数の50%)	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	7件 (プラン作成件数の60%)	8件 (プラン作成件数の60%)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	70%	75%	75%
ステップアップ率	80%	90%	90%

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果

(平成27年4月～平成30年3月)

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

【平成27年度・平成28年度】

- 施行後2年間での新規相談受付件数は、約45万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約12.2万件。
- 包括的な支援の提供により、約6.1万人が就労・増収につながった。

【平成29年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後2年間に比べて着実な伸びが見られる。

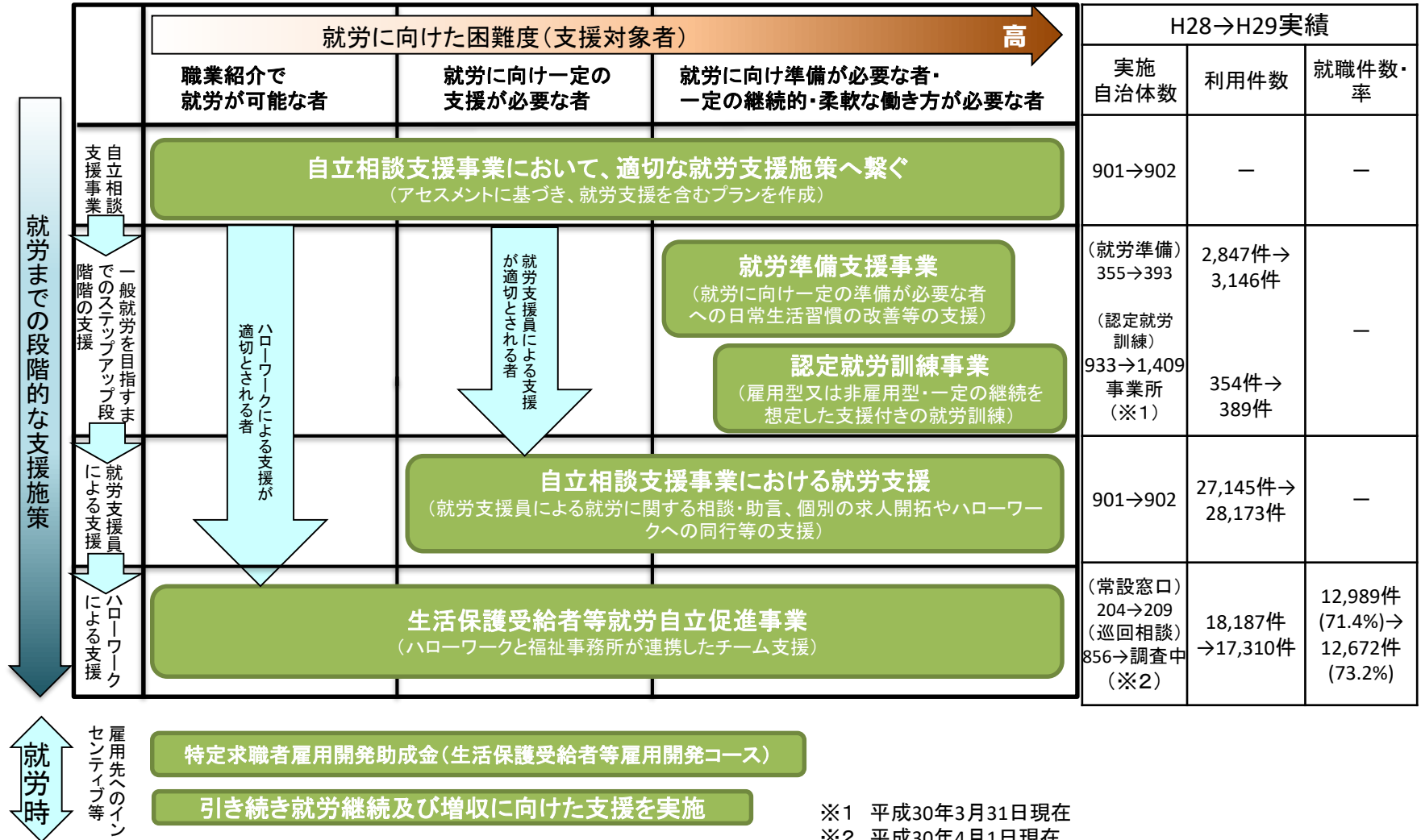
	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当りに 換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

年度	対象期間	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率
			人口10万人 あたり		人口10万人 あたり	(①)	人口10万人 あたり		うち就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち就労支援対象 プラン作成者分 (③)	
平成27年度	4月～3月	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
平成28年度	4月～3月	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
平成29年度	4月分	19,165	15.0	5,788	4.5	2,661	2.1	2,117	1,428	522	365	67%
	5月分	20,576	16.1	6,211	4.8	2,837	2.2	2,093	1,474	500	332	64%
	6月分	21,006	16.4	6,457	5.0	2,879	2.2	2,295	1,572	600	398	68%
	7月分	19,517	15.2	6,010	4.7	2,779	2.2	2,210	1,602	518	357	70%
	8月分	19,557	15.3	6,028	4.7	2,665	2.1	2,091	1,496	556	387	71%
	9月分	19,279	15.1	6,065	4.7	2,759	2.2	2,165	1,565	543	394	71%
	10月分	18,816	14.7	5,978	4.7	2,673	2.1	2,186	1,547	531	347	71%
	11月分	18,416	14.4	5,693	4.4	2,503	2.0	2,094	1,487	523	363	74%
	12月分	16,028	12.5	5,569	4.3	2,484	1.9	2,096	1,526	543	383	77%
	1月分	18,451	14.4	5,443	4.3	2,379	1.9	1,810	1,292	482	340	69%
	2月分	18,265	14.3	5,652	4.4	2,548	2.0	1,914	1,353	495	338	66%
	3月分	20,609	16.1	6,399	5.0	2,745	2.1	2,261	1,616	577	410	74%
	合計	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%

Ⅲ 生活困窮者自立支援制度における 就労支援

生活困窮者に対する就労支援について



就労準備支援事業(任意事業)

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

【28年度実績】
・353自治体(39%)
・利用2,847件

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

就労準備支援事業の効果(実態から①)

- 就労準備支援事業の実態からは、
 - ・ **様々な状態像の人が利用**していること、
 - ・ 就労体験等の実践を重視した**オーダーメイドの支援メニュー**を徐々に充実させながら支援していること、
 - ・ **着実にステップアップ**につなげていること、等がわかる。

利用者

- 就労の準備が整っていない人
 - ・ 生活習慣の形成・改善が必要
 - ・ 社会参加能力の改善が必要
 - ・ 自尊感情や自己有用感を喪失
 - ・ 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い 等
- 性別、年齢層、就労経験の有無、離職期間等は様々。

×

就労体験

職場見学

就労準備支援事業所内での軽作業
履歴書作成やハローワークへ通う
練習

合宿型の支援への参加

ビジネスマナー講座

ワーク・講座等による自己理解の促進

丁寧な面談

【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

・・・対象者のニーズに合わせて必要なメニューを開拓

(注)本頁及び次頁は、平成28年8～10月に、生活困窮者自立支援室において就労準備支援事業を実施している21自治体に対して行ったヒアリングの結果等を基に作成。

就労準備支援事業の効果(実態から②)

- 利用者の状態像が様々であることを反映して、多様な経過をたどってステップアップしていく様子が見えてくるが、**特に就労体験を通じた変化が見て取れる。**

【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の
利用中に関わった
事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労
支援・生活保護受給者等
就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業
の利用

【ステップアップまでの多様な経過】

- 就労準備支援事業による就労体験先の事業所での仕事の適性が明らかになり、本人に自信が付き、事業所内での信頼関係も構築されることで当該事業所での一般就労につながる。

- 仕事のイメージを持つことができるようになること等により、就労に対する意欲が高まり、一般就労したいという希望を持つようになる。

結果、就労支援員による就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用につながり、一般就労に向けた就職活動を開始。

- 就労継続支援事業所等での就労体験を実施する中で、本人が障害者雇用枠での就労の意向を持つようになり、家族の理解も得られることで、障害者雇用枠での就労や障害福祉サービスの利用につながる。

- 人とのコミュニケーションが苦手等の課題が克服できず、なお直ちに一般就労することが難しいため、認定就労訓練事業の利用につながり、支援付きで働きながら一般就労を目指す。

就労準備支援事業の効果(実態から③)

- 就労体験等の場づくりにおいては、他事業とのタイアップも含め、地域づくりを意識した取組も広がってきている。

【地域づくりの取組実態】

地域活性化

○ 観光業界からの依頼を受け、地域行事(七夕祭り)に用いる装飾作りを実施。利用者の参加や交流の場となっている。(秋田県湯沢市)

○ 商店街で毎月開催している「16市」においてブースを出展し、地域の交流の場となっている。(静岡県富士宮市)

○ 商店街の空き店舗を活用した地域活性化事業として、若者、高齢者、障害者が集う共生型店舗における弁当や総菜の販売等を就労体験として実施。(熊本県熊本市)

特定産業での人材不足解消

○ 地域の観光業を支える宿泊業では、1～2時間でも来てもらえば助かるという仕事があり、就労体験の場となっている。(三重県鳥羽市)

○ 担い手が不足している漁網作りに生活困窮者が従事することにより地域課題を解決。(北海道釧路市)

広域的な地域課題解決

○ 地方の農業等の基幹産業の人材難といった課題や首都圏・都道府県を中心都市の人口集中と就労困難・生活困窮者等の就労支援ニーズの存在を背景に、地域を越えて自治体間で自立就労支援を連携して行うことによって、広域的に課題を解決。※就労準備支援事業と他の事業を組み合わせ、就労体験等による意欲喚起等から、訓練付き就労、就労・移住までを推進。(豊中市・土佐町、泉佐野市・弘前市)

就労準備支援事業による効果(実態から)

- 就労準備支援事業の実態からは、
 - ・ **様々な状態像の人が利用していること、**
 - ・ 就労体験等の実践を重視した**オーダーメイドの支援メニュー**を徐々に充実させながら支援していること、
 - ・ **着実にステップアップ**につなげていること、等がわかる。

Aさんの事例

コミュニケーションがうまくいかず、仕事で失敗を繰り返す30代男性Aさん

自尊感情や自己有用感を喪失している

◇ 就労体験の受入先の農家で、作物の知識取得や農機具の操作等を実施

- ☛ その就労体験の中で、自分の仕事の適性が明らかになるとともに、自信も持つことができるようになった
- ☛ また、事業所内での仲間との信頼関係も構築
- ☛ さらに、徐々に障害受容ができるようになり、本人が障害者雇用枠での就労意向を持つようになった
- ☛ これらにより、障害者雇用枠での就労を目指す

障害者雇用枠での就労

Bさんの事例

高齢の親と同居しているものの、若い頃に仕事になじめず、ひきこもりで昼夜逆転しており、生活に不安を感じ始めた50代男性Bさん

社会参加能力の改善が必要な状況

◇ 就職に向けたスキルアップを目的に、パソコン講座を受講

- ☛ 朝9時に出勤できる習慣を身につけてもらう
- ☛ 履歴書作成やパソコン講座の受講を通じて、仕事をすることのイメージを持ってもらう

◇ 就労体験先の職場の担当者と、週1回の面談の実施

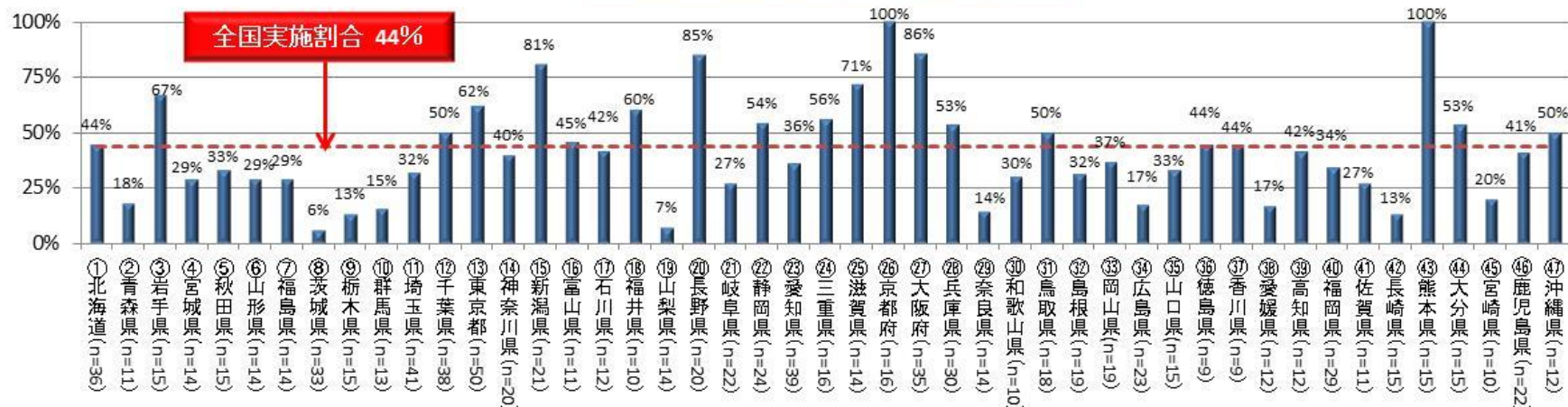
- ☛ 少しずつ課題を解消しながら、一般就労を目指す

就労体験先の職場で一般就労

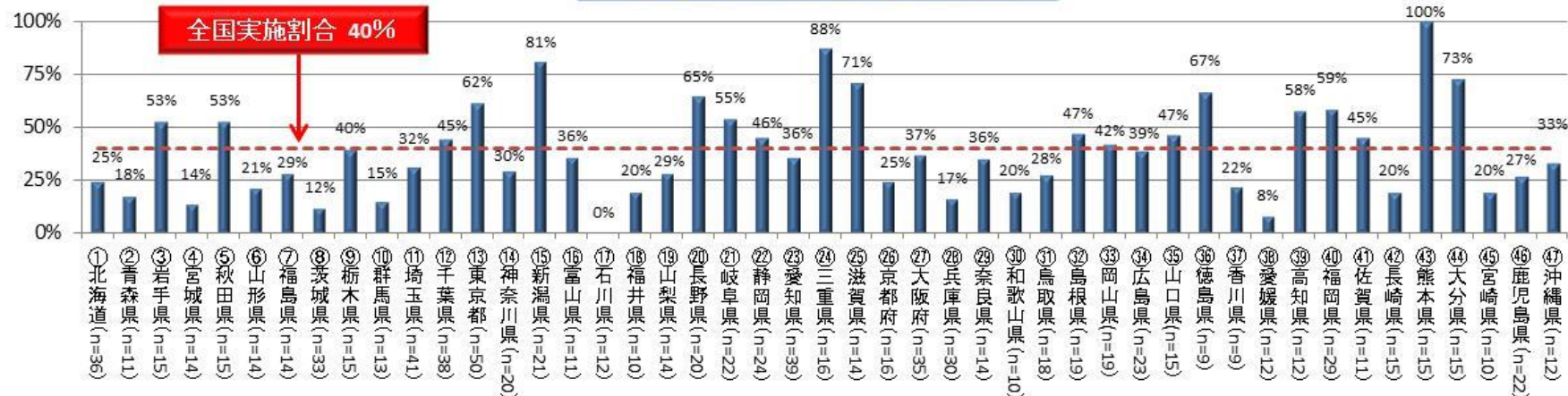
平成29年度 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況

平成29年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は44%、家計相談支援事業は40%、一時生活支援事業は28%、子どもの学習支援事業は56%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。

就労準備支援事業 実施割合



家計相談支援事業 実施割合



就労準備支援事業の実施状況

- 就労準備支援事業の運営方法について、直営方式との併用を含めて、約9割の自治体が委託により実施している。委託先はNPO法人が最も多く（33.8%）と最も多く、次いで社会福祉協議会（23.8%）となっている。
- 就労体験先での手当の有無について、「手当なし（64.7%）」が最も多い。

（1）運営方法 n = 391

運営方法	自治体数	割合
直営	30	7.7%
委託	341	87.2%
直営＋委託	20	5.1%

うち、JV方式(※)で実施
28自治体(7.8%)

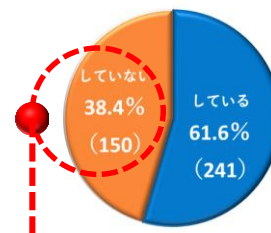
(※)JV方式・・・複数の異なる事業者等が共同で事業を実施すること。

（2）委託先（複数回答） n = 361

委託先	自治体数	割合
社会福祉法人(社協以外)	62	17.2%
社会福祉協議会	86	23.8%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	43	11.9%
株式会社等	64	17.7%
NPO法人	122	33.8%
生協等協同組合	12	3.3%
その他	41	11.4%

※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す

（3）被保護者就労準備支援事業との一体的実施 n = 391



(複数回答)

上記で一体的な実施をしていない理由 n=150

理由	自治体数	割合
被保護者に対する支援と生活困窮者に対する支援は内容が異なるため、一体的に実施する必要がない	92	61.3%
一体的に実施したいが、一体的に支援できる実施者(直営の行政部門又は委託事業者)がいない	29	19.3%
一体的に実施したいが、生活保護と生活困窮者自立支援の担当課が異なり、調整が困難	29	19.3%

（4）就労体験先での手当の有無 n=150

区分	回答数	割合
手当なし	253	64.7%
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	17	4.3%
手当あり(交通費の一部に充てるもの+αとして支給)	21	5.4%
手当あり(使途の想定なし)	46	11.8%
就労体験先の事業所がない	52	13.3%
無回答	2	0.5%

(※)各自治体の利用者全体のうち、最も多いものとして回答されたもの。

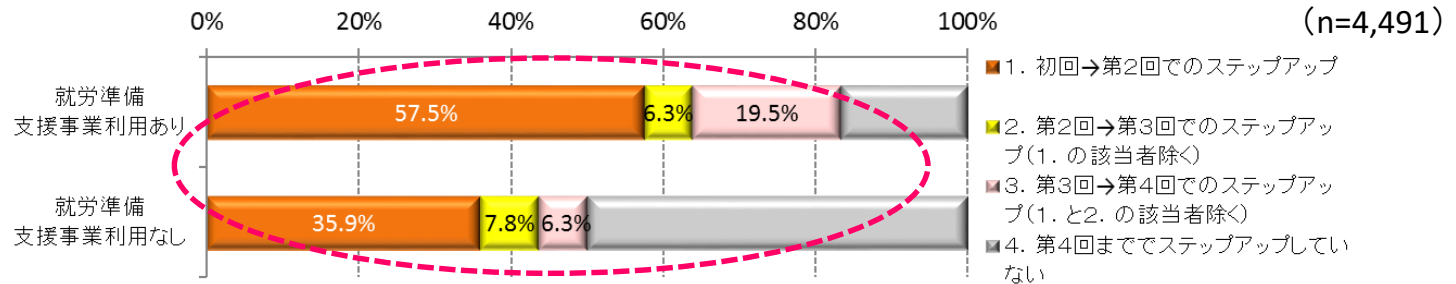
就労準備支援事業の効果①

○継続的支援対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、支援期間1年間(初回チェックから第4回チェックまで)でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。

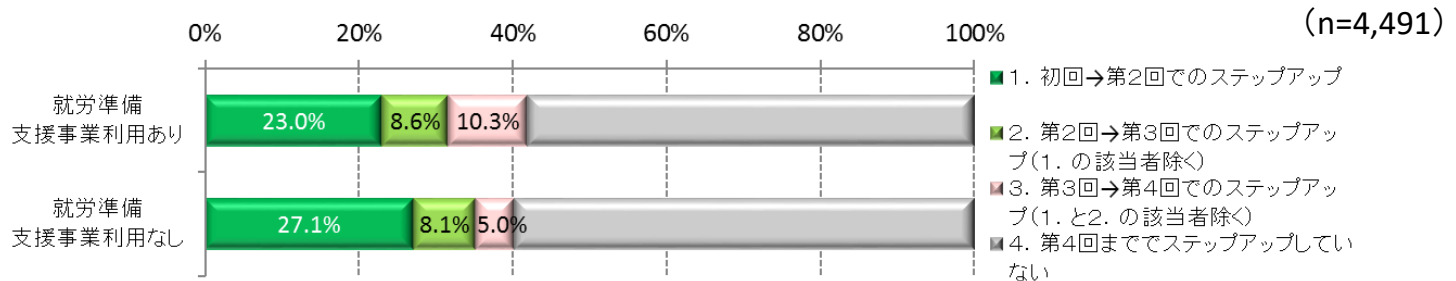
○「①意欲・関係性・参加に関する状況」「③就労に関する状況」に関して、就労準備支援事業の効果が大きく現れている。

新たな評価指標(H29.5新規相談分)における初回から4回の比較(就労準備支援事業の利用の有無別)

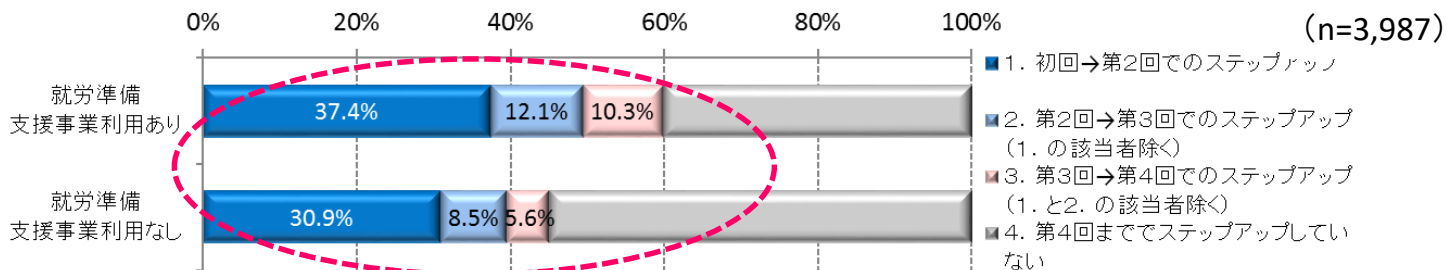
① 意欲・関係性・参加 に関する状況



② 経済的困窮の改善 に関する状況



③ 就労 に関する状況



「新たな評価指標」による実態把握

- 「新たな評価指標」は、生活困窮者自立支援制度を通じた生活困窮者の自立支援の効果を把握・見える化するため、スクリーニングにより
 (1)本制度において継続的に支援(プラン作成予定を含む)、(2)他機関・制度につなぐ、となった対象者について、(1)については、当初の
 状態像からその後の継続的支援を通じた状態像の変化、(2)については、つなぎ先となった機関・制度を調査するもの。
 ○ 情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に中断・終了した場合は、本調査の対象外としている。

→以下の①～③の項目を把握

平成29年5月新規相談受付件数 (支援状況調査より)	(1)継続的支援	4,491人	既にプラン作成済み	〇人
	(2)他制度・他機関等へのつなぎ	5,431人		
	(3)その他(※)	10,654人	就労準備支援事業利用	〇人
20,576件	(※)情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に			

①意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げることができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

②経済的困窮の改善に関する状況

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

③就労に関する状況

1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回

就労準備支援事業の効果②

- 利用終了後の状況として最も多いパターンとしては、約5割の自治体が次のステップ（一般就労や就職活動等の段階）へ進んでいることを挙げている。

就労準備支援事業利用者の終了後の状況

(n=391)

利用終了後の状況	回答数	割合
就労準備支援事業の利用中に関わった事業所において就職した	65	16.6%
認定就労訓練事業の利用に至った	13	3.3%
生活保護受給者等就労自立促進事業の利用に至った	33	8.4%
自立相談支援機関の就労支援に至った	92	23.5%
利用終了した者はいない	63	16.1%
その他	60	15.3%
無回答	36	16.6%

（出典）平成29年度自立相談支援事業等実績調査。事業実施自治体が1～6のうち最も多いパターンを回答したものを集計。

就労準備支援事業の実施内容

- 自立相談支援事業における就労支援について、就労準備支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体に比べて、いずれの支援内容においても「対象者を問わずほとんど常に実施～対象者に応じて実施し頻度は高い」の割合が高く、支援対象者に対して実施できている就労支援の程度が充実している傾向にある。

①実施した就労支援の内容

上段(■):平成29年度に就労準備支援事業を実施していない自治体(n=511)

下段(■):平成29年度に就労準備支援事業を実施した自治体(n=391)

(※)頻度は、就労準備支援事業の利用者全体に占める概ねの割合で判断されたもの。

支援内容	対象者を問わずほとんど常に実施	対象者に 応じて実施し 頻度は高い	対象者に 応じて実施し 頻度は低い	実施したい ができていない	就労準備支援事業 で対応するため実 施しない	その他の理由で 実施しない	無回答	対象者を問わず ほとんど実施～ 頻度は高い
生活面(身だしなみや規則正しい生活等)	20.4%	30.1%	36.6%	4.7%	—	5.1%	3.1%	50.5%
	21.5%	34.8%	34.5%	0.3%	7.7%	0.3%	1.0%	56.3%
コミュニケーション面の配慮	28.0%	32.1%	27.6%	4.3%	—	4.7%	3.3%	60.1%
	35.3%	40.7%	16.4%	0.3%	5.9%	0.5%	1.0%	76.0%
就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	21.9%	44.4%	22.1%	4.9%	—	3.7%	2.9%	66.3%
	29.7%	47.1%	15.6%	1.0%	5.6%	0.8%	0.3%	76.7%
ボランティアや職場見学の企画調整(単発利用)	0.6%	6.3%	34.2%	30.7%	—	23.1%	5.1%	6.8%
	3.1%	12.5%	36.1%	10.0%	34.3%	2.6%	1.5%	15.6%
ボランティアや職場見学の企画調整(定期的・長期的な利用)	0.6%	3.3%	24.7%	39.9%	—	26.0%	5.5%	3.9%
	2.6%	7.9%	24.6%	18.9%	39.1%	5.1%	1.8%	10.5%
就労体験や職場実習の企画調整(単発利用)	0.6%	4.7%	25.8%	39.1%	—	24.5%	5.3%	5.3%
	2.6%	10.7%	28.6%	14.6%	38.6%	3.1%	1.8%	13.3%
就労体験や職場実習の企画調整(定期的・長期的な利用)	0.2%	3.1%	17.8%	46.4%	—	27.0%	5.5%	3.3%
	2.6%	8.2%	17.4%	21.7%	42.5%	5.9%	1.8%	10.7%
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の講座開催	1.2%	4.1%	10.0%	36.6%	—	42.7%	5.5%	5.3%
	3.1%	10.7%	12.8%	14.3%	35.3%	22.0%	1.8%	13.8%
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の個別支援	5.3%	27.4%	38.0%	11.5%	—	13.5%	4.3%	32.7%
	9.7%	34.5%	31.2%	4.1%	17.1%	2.3%	1.0%	44.2%
ハローワークや企業面接等への同行支援	13.5%	45.8%	27.4%	6.1%	—	5.1%	2.2%	59.3%
	16.1%	53.5%	22.8%	0.5%	5.6%	0.8%	0.8%	69.6%
就労後の定着支援	9.0%	20.4%	34.8%	20.2%	—	11.4%	4.3%	29.4%
	19.7%	32.2%	27.9%	11.8%	4.9%	2.8%	0.8%	51.9%
定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	4.5%	18.6%	34.2%	19.6%	—	17.8%	5.3%	23.1%
	9.2%	25.6%	35.8%	8.7%	13.3%	5.1%	2.3%	34.8%
支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組	0.4%	2.7%	9.2%	28.8%	—	53.4%	5.5%	3.1%
	2.6%	6.9%	13.8%	16.4%	33.8%	24.6%	2.0%	9.5%
合宿型のような宿泊を伴う支援	0.0%	0.2%	2.0%	14.1%	—	78.3%	5.5%	0.2%
	0.8%	0.0%	1.3%	13.3%	16.9%	65.5%	2.3%	0.8%
臨床心理士等の専門職種の知見を要する支援	0.0%	2.2%	14.9%	29.0%	—	48.3%	5.7%	2.2%
	2.0%	4.9%	18.7%	25.6%	12.3%	34.5%	2.0%	6.9%

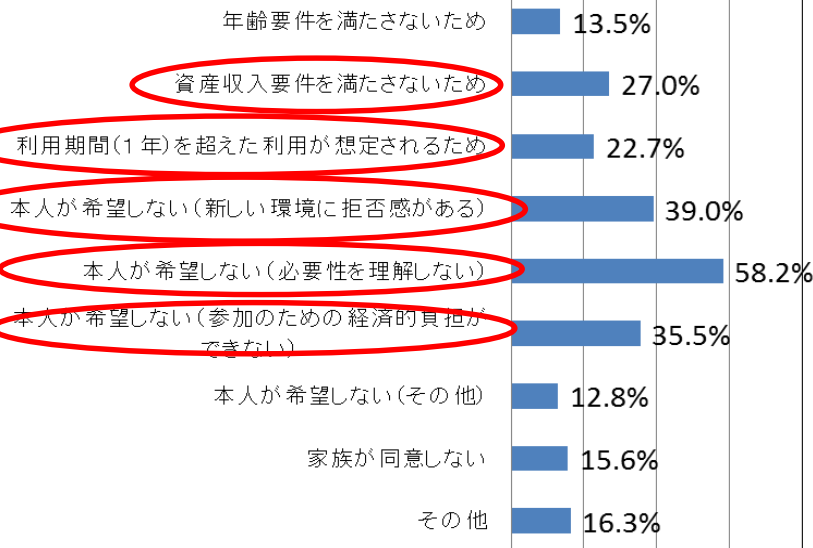
就労準備支援事業を巡る課題①

- 「就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由」としては、「本人が希望しない（必要性を理解しない）」「本人が希望しない（新しい環境に拒否感がある）」ことを挙げる自治体が多いが、次いで「参加のための経済的負担ができない」ことや「資産収入要件を満たさない」ことが挙がる。
- 約3割の自治体において、就労体験時に何らかの手当が支給されている。

1. 就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由

n=141

0% 20% 40% 60% 80%



(出典)H28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22)時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない。就労準備支援事業実施自治体のうち、事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあった自治体が、その理由を回答(複数回答可能)

2. 就労体験時の手当支給の状況

(n=391)

区分	回答数	割合
手当なし	253	64.7%
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	17	4.3%
手当あり(交通費の一部に充てるもの+αとして支給)	21	5.4%
手当あり(使途の想定なし)	46	11.8%
就労体験先の事業所がない	52	13.3%
無回答	2	0.5%

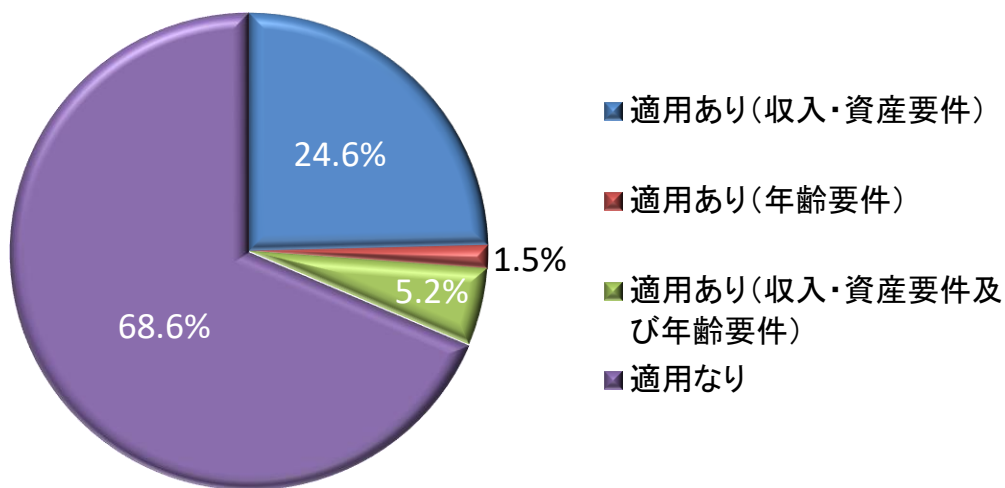
(出典)H29 年度事業実績調査

就労準備支援事業を巡る課題②

- 就労準備支援事業の対象者要件としては、①年齢、②資産収入について施行規則において定めつつ、これに準ずるとして自治体が認める者（以下「準ずる者」という。）は利用できる枠組みとなっている。
- 実態としては、①年齢について約1割、②資産収入について約3割の自治体で「準ずる者」の適用実績がある。

対象者要件の弾力運用の状況

n=325



【参考：対象者要件の概要】

- 次のいずれの要件にも該当し、かつ申請日において65歳未満の者
 - 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋住宅扶助基準に基づく額以下であること
 - 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
- 1に準ずる者として、自治体の長が必要と認める者**

（出典）平成28年度自立相談支援事業等実績調査。

生活困窮者等の就農訓練事業(平成28年度新規補助事業)

趣 旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者、引きこもり等の若年者や、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する場合もある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

(参考)H29実施自治体

- ・生活困窮者(9ヶ所): 神奈川県、相模原市、三重県伊勢市、京都府、京都府福知山市、京都府京丹後市、香川県丸亀市、松山市、福岡県糸島市
- ・生活保護(7ヶ所): 神奈川県、相模原市、京都府、京都府福知山市、京都府京丹後市、松山市、久留米市

背 景

【農 業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果 等



生活困窮者等への就農(農業法人への就職や農産物の販売等を含む)を含めた就労支援

事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

- 1 実施主体: 都道府県、市、福祉事務所設置町村(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

2 事業内容

(事前調整) ※必要に応じて都道府県が自治体間調整

- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・農村自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

(基礎的研修(例 短期訓練、体験ツアー等: 数日~1週間))

- ・農業基礎研修(作物の知識、農業機械の操作等)
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

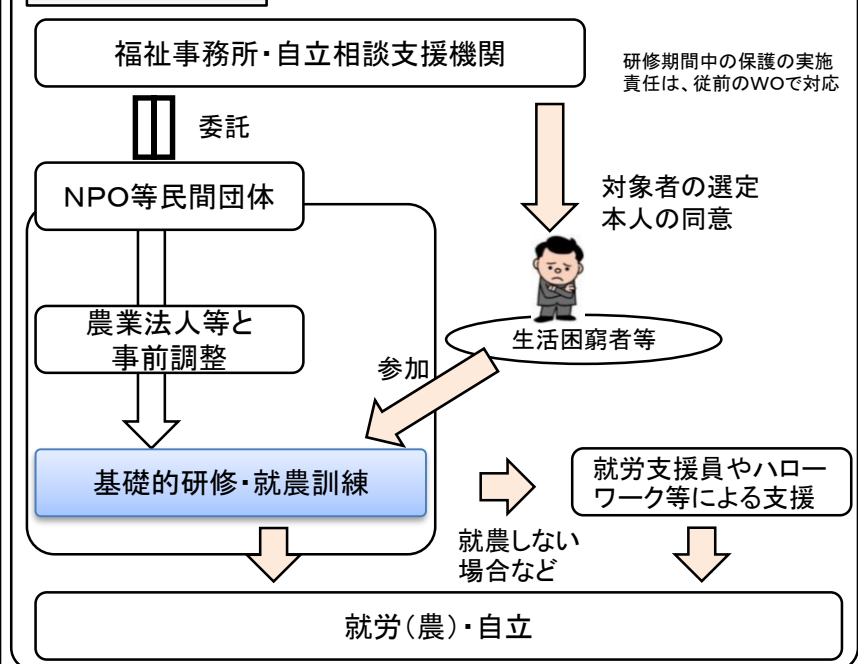
(就農訓練(例: 長期訓練、就農支援))

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



- 3 補助率 2/3

事業スキーム



平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)①

京都府京丹後市の概要

人口:57,009人(H28.8月末時点)
世帯数:22,725世帯(H28.8月末時点)
高齢化率:34.3%(H28.8月末時点)
保護率:10.3‰(H25年度)



地図データ:ZENRIN



事業概要

1. 事業実施の背景

- 相談者への面談のみによるアセスメントに限界を感じていたことから、就農体験を通じた見立てを行うために実施。就農訓練を通じて利用者の自己有用感を高めたり、適正職種等を見立てる機会となっているほか、荒廃農地の利用にも繋がっている。

2. 実施状況・利用状況

- 企業組合労協センター事業団に委託。被保護者への就農訓練事業と一体的に実施。
- 就農訓練事業担当者2名(田畑担当1名、里山担当1名)を配置。
- 利用者は週2~5回の通所型で利用し、3か月で支援内容を見直すことにしている。
- 生活困窮者のみではなく、被保護者、サポステ利用者等も対象とすることで利用者を増やしている (事業費は利用者数に応じて按分。平成28年10月時点の利用者数:困窮者4人、被保護者2人、サポステ10人)。

3. 取組内容

- 農家や自治会への聞き込みにより、近隣の荒廃農地を探した上で持ち主の了解を得て、そこで田畑耕作を実施。
- この他、里山整備(集材作業補助)、事業所内での内職、他都市・地方間連携による釜ヶ崎支援機構や京都自立就労サポートセンター等との農業体験等を通じた利用者の交流も行っている。
- 知識や技術が必要な農作業を行うときは、近くの農家を講師として招いている(謝金を支給)。
- 利用者に対し工賃等を支給していないが、作業に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを収穫した農作物等と交換できるようにしている。
- 希望者には曜日ごとに方面を決めて近隣までの送迎を実施。
- 当該事業所には自立相談支援事業の支援員も配置しており、常に連携が図られている。

生活困窮者等の就労準備支援の充実について（平成29年度新規補助事業）

平成29年度予算額:5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

事業概要

- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
- これまでの就労支援（準備含む）では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ（就労支援事業等）へ移行させることを目的とする。

【実施のイメージ】

自治体直営で実施

委託による実施(※)

【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

【従来の支援】

新【特性に応じた支援の実施】

障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援
(就労準備支援担当者)



チーム支援
(連携体制の構築)

福祉専門職による支援
(就労支援のノウハウ)



【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○臨床心理士 等

【主な業務の例】

- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

就労準備支援

特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者がおり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

対象者



被保護者等

対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

一般就労

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

平成29年度新規事業(福祉専門職との連携)活用事例

① 福井県坂井市

【委託先】社会福祉法人かすみが丘学園(事業所名:就労支援ネットかすみ(就労移行、就労継続支援B型等))

【配置されている主な福祉専門職】介護福祉士2名

【経緯】

- 坂井市は有効求人倍率が比較的高い地域のため、就労意欲が高い人は比較的容易に仕事が見つかるものの、就労を困難とする障害要因を抱えているケースでは、手帳はなくても何らかの「障害」をもっている方が多い。
そのため、障害者福祉所管課と協議のうえ、障害者支援に強い法人のノウハウを活用することとした。

【事業内容】

- 「坂井市就労支援ネットワーク事業」として社会福祉法人かすみが丘学園に委託を行い、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援だけでなく、協力事業所の開拓や、福井障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携も含めた、地域における就労支援のネットワークづくりを担っている。
- 就労準備支援担当者は、市内の企業や事業所を訪問し、利用者の実習等の受入先の開拓を実施するほか、必要に応じて福祉専門職と連携し、障害福祉や医療サービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

② 大阪府豊中市

【委託先】社会福祉法人豊中きらら福祉会(事業所名:ワークセンターとよなか(就労継続支援B型事業所))

【配置されている主な福祉専門職】社会福祉士1名

【事業内容】

- 事業所では、事務補助や内職作業、施設外就労で利用する段ボール工場での作業などで、集団を通しての対人関係の築き方を学んだり、自己肯定感を高め、社会生活自立に向けての支援を実施。
- 就労準備担当者と事業所の介護福祉士等が連携し、障害の疑いのある支援対象者の場合は、障害受容を促して障害手帳の取得により福祉制度につなげたり、医療的なケアが必要かを見極めていくなど必要なサービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業(平成30年度新規事業)

平成30年度予算額： **5.8億円（うち困窮分3.3億円）**

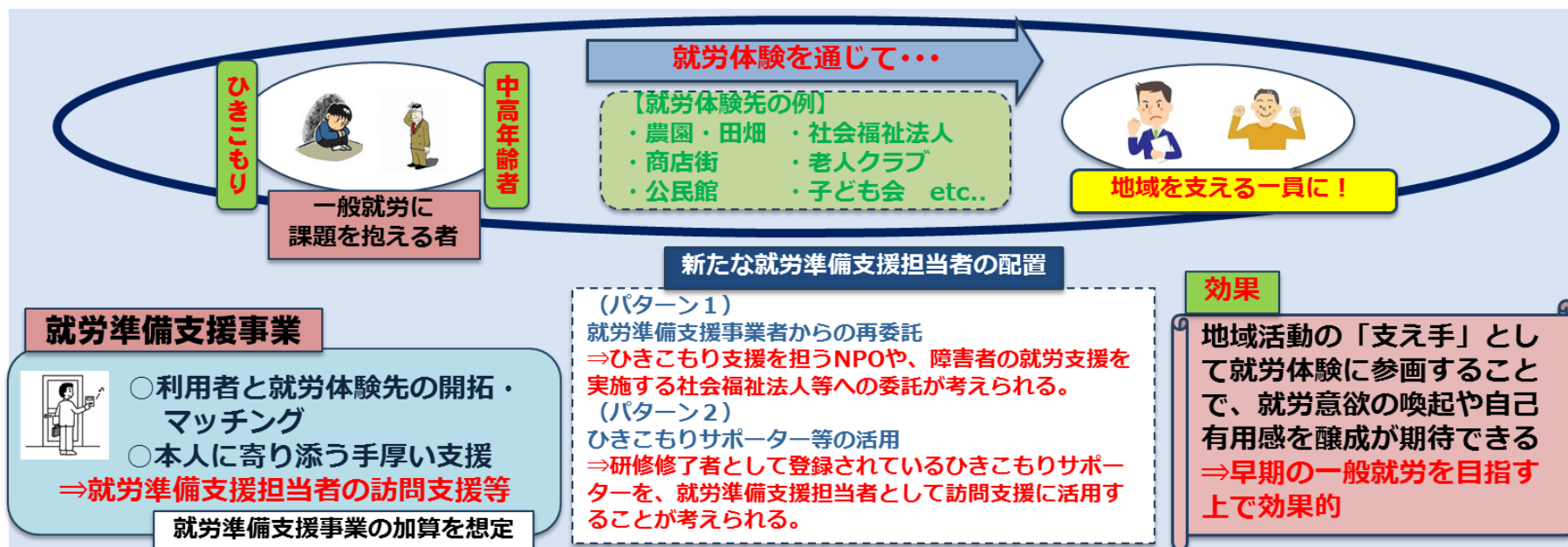
- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費

◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率

2/3



認定就労訓練事業

【30年3月末時点実績】

- ・認定件数: 1,409件
- ・利用定員: 3,561人

認定の仕組み

認定主体

(都道府県、政令市、中核市)

認定



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除
(法人や事業所の運営の健全性を担保)
- 等

支援の内容

就 労 訓 練 事 業

非雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

連携

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

一般就労

(※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。

- ① 訓練計画や就労支援プログラムの策定
- ② 対象者への必要な相談、指導及び助言
- ③ 自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
- ④ 上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

効果

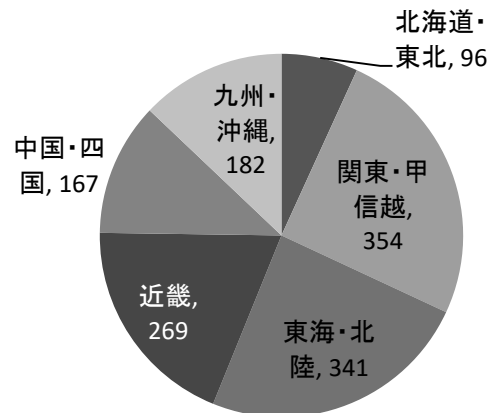
- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

認定就労訓練事業所の認定状況(平成30年3月31日時点)

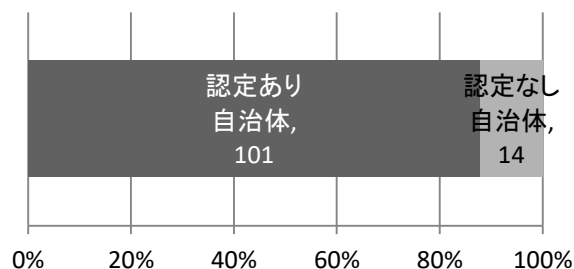
(1) 全体状況

認定件数	1,409件
利用定員合計	3,561名

(2) ブロック別の状況 n=1,409



(3) 認定主体別の状況 n=115自治体



※認定あり101自治体の内訳：
都道府県45、指定都市18、中核市38

(4) 法人種別の状況 n=1,409

社会福祉法人(高齢者関係)	443
社会福祉法人(障害者関係)	205
社会福祉法人(保護施設)	58
社会福祉法人(児童関係)	15
社会福祉法人(その他)	84
NPO法人	178
株式会社	255
生協等協同組合	53
社団法人(公益及び一般)	20
財団法人(公益及び一般)	6
医療法人	18
その他	74

(5) 予定している主な訓練内容 (n=1,409、複数回答)

食品製造・加工	71	福祉サービスの補助作業	709
その他製造	74	事務・情報処理	202
クリーニング・リネンサプライ	191	清掃・警備	853
農林漁業関連(加工も含む)	90	建設作業	28
印刷関係作業	31	その他	338

○都道府県別の認定状況

(平成30年3月31日時点)

北海道	37	滋賀県	11
青森県	17	京都府	4
岩手県	2	大阪府	189
宮城県	14	兵庫県	13
秋田県	18	奈良県	28
山形県	1	和歌山県	24
福島県	7	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	23
栃木県	14	岡山県	61
群馬県	2	広島県	37
埼玉県	63	山口県	12
千葉県	55	徳島県	7
東京都	81	香川県	10
神奈川県	91	愛媛県	2
新潟県	2	高知県	7
富山県	3	福岡県	75
石川県	3	佐賀県	17
福井県	28	長崎県	4
山梨県	1	熊本県	0
長野県	44	大分県	7
岐阜県	1	宮崎県	29
静岡県	28	鹿児島県	13
愛知県	256	沖縄県	37
三重県	22	合計	1,409

※認定主体(115自治体)別の状況

(都道府県)

(政令指定都市)

(中核市)

北海道	7	滋賀県	10
青森県	16	京都府	1
岩手県	1	大阪府	82
宮城県	6	兵庫県	6
秋田県	12	奈良県	23
山形県	1	和歌山県	22
福島県	5	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	23
栃木県	12	岡山県	19
群馬県	1	広島県	10
埼玉県	50	山口県	12
千葉県	32	徳島県	7
東京都	76	香川県	2
神奈川県	8	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	4
富山県	3	福岡県	50
石川県	3	佐賀県	17
福井県	28	長崎県	0
山梨県	1	熊本県	0
長野県	37	大分県	3
岐阜県	1	宮崎県	1
静岡県	5	鹿児島県	11
愛知県	27	沖縄県	28
三重県	22	47都道府県計	696

札幌市	26
仙台市	8
さいたま市	7
千葉市	13
横浜市	61
川崎市	3
相模原市	19
新潟市	1
静岡市	2
浜松市	21
名古屋市	225
京都市	3
大阪市	59
堺市	18
神戸市	3
岡山市	11
広島市	12
北九州市	0
福岡市	3
熊本市	0
20指定都市計	495

函館市	1	豊中市	12
旭川市	3	高槻市	1
青森市	1	枚方市	1
八戸市	0	東大阪市	16
盛岡市	1	姫路市	0
秋田市	6	尼崎市	3
郡山市	2	西宮市	1
いわき市	0	奈良市	5
宇都宮市	2	和歌山市	2
前橋市	1	倉敷市	31
高崎市	0	呉市	4
川越市	4	福山市	11
越谷市	2	下関市	0
船橋市	4	高松市	8
柏市	6	松山市	1
八王子市	5	高知市	3
横須賀市	0	久留米市	22
富山市	0	長崎市	3
金沢市	0	佐世保市	1
長野市	7	大分市	4
岐阜市	0	宮崎市	28
豊橋市	0	鹿児島市	2
岡崎市	2	那覇市	9
豊田市	2	48中核市計	218
大津市	1		

認定就労訓練事業の実施状況

- 利用形態としては、「**非雇用型のみ**」が多くなっている。
- 訓練内容ごとの利用状況は、清掃・警備、福祉サービスの補助作業の利用が多くなっている。
- 雇用型の賃金水準は、**最低賃金水準の者が最も多いと答えた自治体が全体の約8割**である。
- 非雇用型の手当の支給状況は、**手当ありの者が最も多いと答えた自治体が全体の約6割**である。

(1) 訓練内容ごとの利用者数(人)

訓練内容	利用者数	訓練内容	利用者数
食品製造・加工	17	福祉サービスの補助作業	75
その他製造	5	事務・情報処理	16
クリーニング・リネンサプライ	15	清掃・警備	93
農林漁業関連(加工含む)	21	建設作業	0
印刷関係作業	4	その他	70

(2) 利用形態ごとの利用者数

事業名	件数
非雇用型のみ	224
非雇用型から雇用型へ移行	22
雇用型のみ	49

(3) 就労訓練事業所の開拓の取組状況

取組み状況	回答数	(n=376) (有効回答数)
1 認定権限を有しており、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	34	
2 認定権限を有しており、上記1に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	29	
3 認定権限を有しているが、特段の取組をしなかった	27	
4 認定権限を有していないため、認定制度の啓発や個別の認定取得の促し等はしていない	234	
5 認定権限を有していないが、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	32	
6 認定権限を有していないが、上記5に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	20	

(4) 雇用型の賃金水準

(※利用者全体のうち、最も多いものについて回答されたも (n=165))

項目	回答数
最低賃金水準	46
最低賃金水準を上回る(※)	12
雇用型の認定事業所がない	107

(※) 交通費が含まれる場合は基本給部分のみ

(5) 非雇用型の手当の有無等

(※利用者全体のうち、最も多いものについて回答されたも (n=180))

項目	回答数
手当なし	43
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	20
手当あり(交通費の一部に充てるもの+αとして支給)	22
手当あり(使途の想定なし)	27
非雇用型の認定事業所がない	68

(6) 優先発注の状況

基準の有無

区分	自治体数	割合
あり	17	1.9%
なし	825	91.5%
作成中	1	0.1%
作成予定	11	1.2%
無回答	48	5.3%

調達実績の有無

区分	自治体数	割合
あり	6	0.7%
なし	848	94.0%
無回答	48	5.3%

認定就労訓練事業の効果(実態から)

- 認定就労訓練事業の実態からは、一定期間継続的な利用を想定してはいるが、その中でもステップアップを意識した支援が行われていることがわかる。
- また、地域ニーズを踏まえつつ就労の場を作り出していく地域づくりにつながっていることがわかる。

【支援イメージ】

利用中のステップアップを
意識した支援

- 相談者の適性やニーズに応じてひとり一人に合った事業所開拓を実施し、就労実習と企業内支援体制の構築を行うことで、認定就労訓練事業所での一般就労につなげることを目指した支援を実施。(愛知県名古屋市)
- 非雇用・雇用の別だけでなく、報酬・賃金や人事考課等も含めて本人の意欲を高める処遇段階を設定(社会福祉法人風の村)。

【ステップアップの実現】

自立相談支援事業の
就労支援等への
ステップアップ

認定就労訓練事業所
での一般就労

柔軟な働き方を継続
する中での
ステップアップ

(例)対人面の課題を克服しきれないが、徐々に自分の意思を伝えることができるようになり、職場の戦力となってきた。

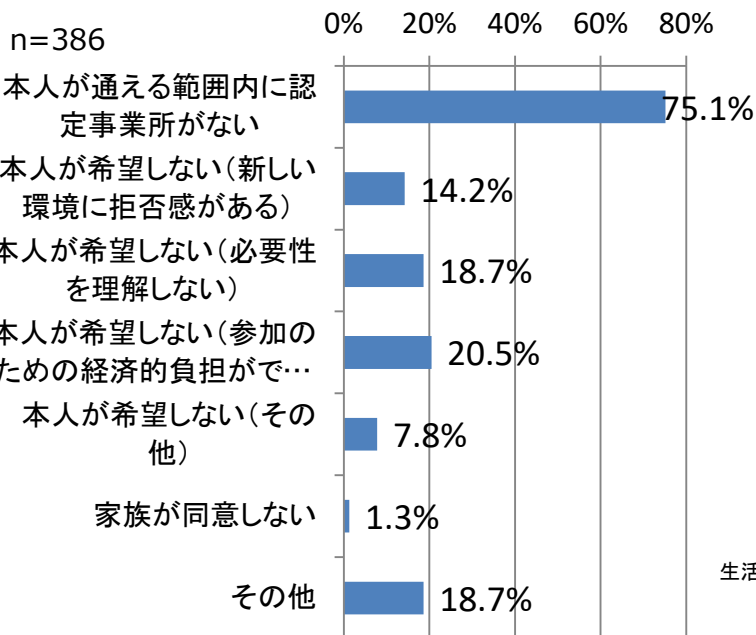
【地域づくりとのタイアップ】

- 東日本大震災で被災したカキ養殖の復興のため、殻付きカキの出荷作業を認定就労訓練事業として実施。(宮城県)
- 障害者の就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人が、農作業をメインにした雇用型の認定就労訓練事業を実施。(鳥取県北栄町)
- 企業説明会を開催することで、地域の企業のニーズの掘り起こしを行うとともに、認定を促進し、地域における就労の場を充実。(千葉県松戸市)

認定就労訓練事業を巡る課題

- 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由としては、「本人が通える範囲内に認定事業所がない」ことを挙げる自治体が全体の約8割であり、最も多い。
- 認定権を有する自治体では、約7割の自治体が周知啓発や個別の促し等に取り組んでいる。
- 認定取得を断られた理由としては、「就労支援担当者を置く余裕がない」「助成金等のメリットがない」「申請の手續面が面倒」などが多く挙がる。

1. 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由



2. 認定に向けた事業所開拓の取組状況

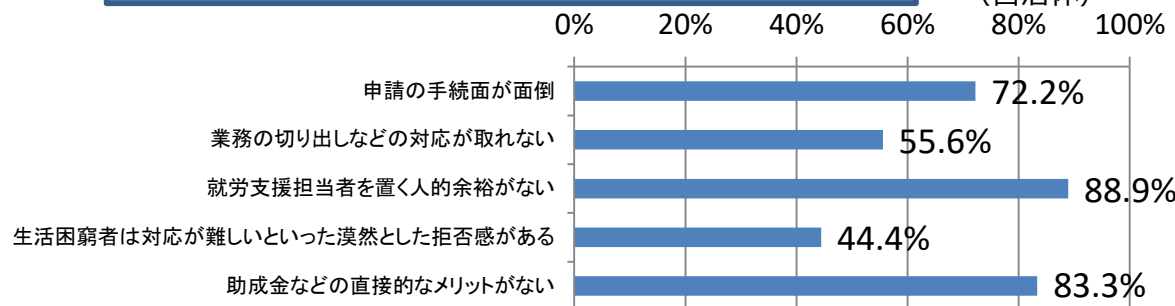
n=90

取組み状況	回答数	割合
1 認定権限を有しており、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	34	37.8%
2 認定権限を有しており、上記1に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	29	32.2%
3 認定権限を有しているが、特段の取組をしなかった	27	30.0%

(出典)H29年度自立相談支援事業等実績調査

3. 認定取得を断られた場合の理由

n=18
(自治体)



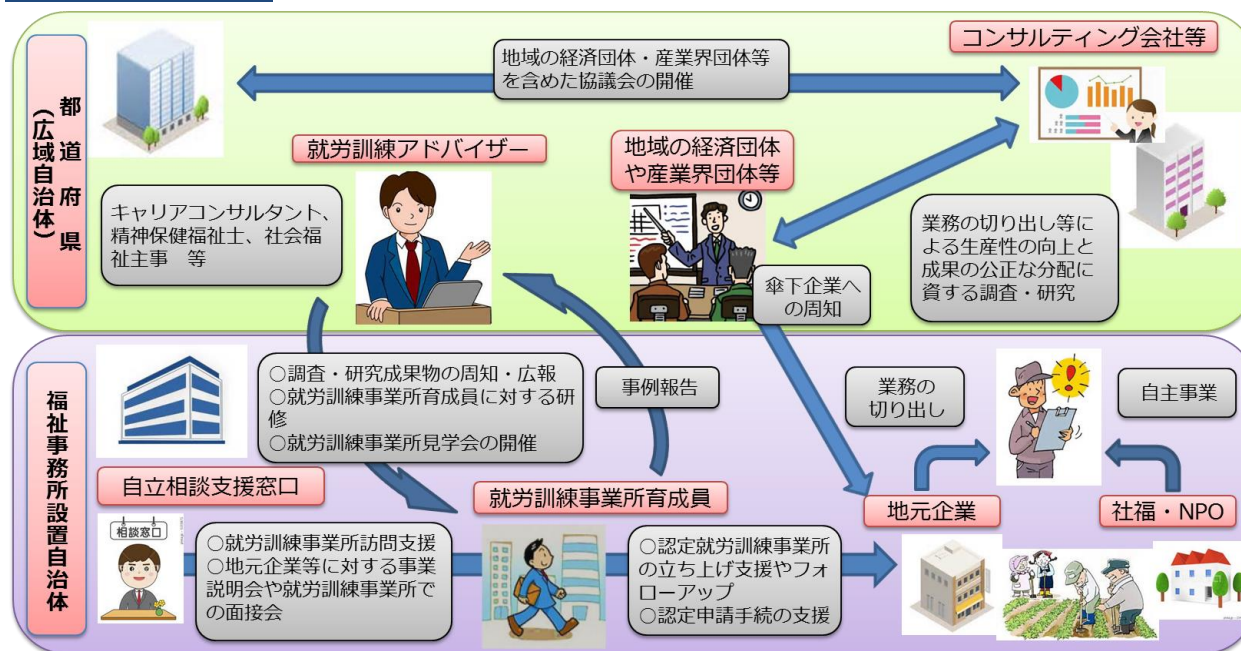
(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。1は、認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあった自治体が、その理由を回答(複数回答可)。3は認定主体である自治体(平成28年度においては115自治体)のうち回答のあった自治体について集計。3は「民間事業所に対して個別に認定取得を促した際、断られたことがある」と回答した18自治体について断られた理由を回答(複数回答可)。

就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー等)の実施状況

- その他事業(補助率1/2)の一つとして、
- ・ 都道府県に**就労訓練アドバイザー**(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
 - ・ 福祉事務所設置自治体に**就労訓練事業所育成員**を
- 配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進めている。

配置職種	実施自治体（H29年度）
就労訓練アドバイザー	奈良県、鳥取県、沖縄県
就労訓練事業所育成員	仙台市、長野市、相模原市、名古屋市、大阪市、奈良県、鳥取県、高知県

事業スキーム



支援内容の例

- 就労訓練アドバイザー**
- ・行政職員を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明。
 - ・認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援。
 - ・認定就労訓練事業の利用あっせんを促進するため、認定就労訓練事業所の見学会を各地域で開催。

- ### ○就労訓練事業所育成員
- ・事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
 - ・市のホームページに事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載。
 - ・認定就労訓練事業所の開拓に併せて就労体験協力事業所の開拓も実施

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー)の取組状況

奈良県の取組例

- 平成30年度より就労準備支援事業を広域で実施する予定であったため、それに先駆けて平成29年度より就労訓練事業所の開拓・支援を充実することを目的として実施した。
- 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・パーソルキャリアコンサルティング(株)で構成されている特定委託業務共同事業体への委託により実施。県内11市との広域就労準備支援事業の開始に伴い、常勤職員1名(自立相談支援事業の相談支援員経験者)に加え、平成30年度より新たに常勤職員1名(就労支援・企業開拓経験者)を配置。
- 具体的な取組内容は、企業への制度の周知・啓発、認定就労訓練事業所の開拓と申請手続きの支援、自立相談支援機関のニーズ把握と地域資源の把握等を実施。
- 工夫している点として、開拓先の事業所を3段階の層に分け(実践、開発、啓発)、ターゲット別にアプローチの方法を変えている。また、事業所のニーズを把握し、事業所側のメリットを伝える(育成型人材確保、在職者の離職防止等)、支援機関による継続的な支援があることを伝える、などの取組も実施している。他に、良質な受入事例をまとめて発信することや、事業所向けの実践的な学習機会を設けるなどの取組もしていく。

沖縄県の取組例

- 就労訓練事業所の開拓促進及び認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施し、常勤1名を配置している。
- 平成30年3月末時点で、那覇市(中核市)を除く県所管地域で28件の認定。具体的な取組内容は以下の通り。
 - ・個別訪問を中心とした新たな事業所の開拓
 - ・事業所の利用を促進するため、管内自立相談支援機関の支援員と定期的に情報共有を行う。また、支援員が直接、事業所と連携しやすくなるよう、新規に認定された事業所と支援員の顔つなぎを行う。(自立相談支援機関の後方支援)
 - ・県HPでの広報をはじめとする周知を通して、認定申請を検討する事業所からの問合せに対する相談対応等
- 市町村には利用促進を図ることを目的として、市町村担当者向けにチラシの配布や困窮制度の担当者会議での案内等を通じて、認定就労訓練事業の制度周知を図っている。

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練事業所育成員)の取組状況

宮城県仙台市の取組例

- 自立相談支援事業や就労準備支援事業を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターが受託し、28年度より事業開始。この取組によって、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓とを一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用へとスムーズにつなげることが可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は2名(常勤)配置。1名は主に企業開拓を担い、もう1名は認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの役割を担うことを想定している。育成員については、民間企業に長年従事した経験がある者や、ハローワークの窓口経験者が担っている。これにより、企業と対象者の両方の視点を持った支援が可能となる。
- 育成員の主な業務としては、現時点では利用者が増えていないため、開拓業務がメインとなっており、認定申請のための書類作成支援も行っている。

大阪府大阪市の取組例

- 認定就労訓練事業所の拡大と事業の利用促進を目的として、就労支援のノウハウを有している有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(A‘ワーク創造館)に委託し29年度より事業開始。平成30年度からは、就労準備支援事業と就労訓練推進事業を「就労チャレンジ事業」として一体的に実施することとし、有限責任事業組合大阪職業教育協働機構を含む共同体へ委託。これにより、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓を一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用まで連続的かつ包括的な支援が可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は3名(非常勤)配置。主な資格については、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーなどである。
- 事業所開拓以外にも、認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング(自立相談支援機関の後方支援)や、就労支援プログラムの作成支援(認定就労訓練事業所の後方支援)等を実施している。

はじめに

生活困窮者自立支援制度と、就労訓練事業の位置づけ

このガイドブックでご案内するのは、生活困窮者自立支援法に基づいた就労訓練事業です。この法律は、平成27年4月より始まった新しいもので、就労訓練事業は民間主導の任意事業に位置づけられています。

就労訓練事業（中間的就労）とは

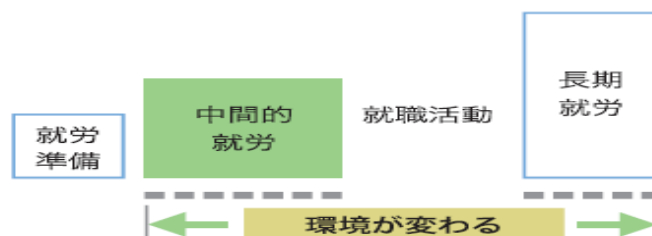
- ・ 自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき、自治体やその委託事業者が運営）のあっせんに応じて、認定就労訓練事業者が、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- ・ 利用者は雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）と雇用契約を締結したうえで支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

中間的就労「なごやモデル」

名古屋市では、この地域で事業を行う企業を重要な社会的資源と捉え、就労訓練事業（中間的就労）の実施にあたり、企業と協力して「実際の職場で行う実習型*の就労訓練」を行っています。

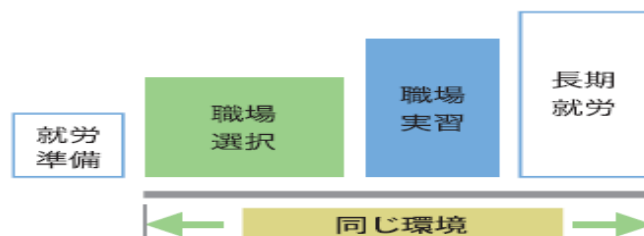
〔 従来モデル 〕

難易度が高い



〔 なごやモデル 〕

難易度が低い



実際の職場で
実習することが
最大の強み！

*このガイドブックでは、実際の事業所において雇用型で行う就労訓練を「実習」と呼んでいます。

IV 生活困窮者自立支援制度の見直し

両法に係る検討経過

	～平成29年4月	平成29年5月～12月	平成30年
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(平成28年10月～平成29年3月)	社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会 ※平成30年通常国会への生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法案の提出を含め検討 (主な検討事項)	改正法案提出
生活保護法	テーマごとの検討 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会(平成28年7月～平成29年4月) 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会(平成28年10月～平成29年4月)	生活困窮者自立支援法 ○ 自立相談支援のあり方 ○ 家計相談支援のあり方 ○ 一時生活支援のあり方 ○ 高齢者に対する支援のあり方 ○ 制度理念、自治体等の役割 等 生活保護法 ○ 就労支援のあり方 ○ 健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化 ○ 無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等	
	国と地方の協議(平成29年2月～)		
生活保護基準の改定	基準部会(平成28年5月～) (28年度は検証方法の検討)	生活保護基準に関する検証	→

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会構成員

※五十音順、敬称略

(座長)

相澤 照代	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
大津 和夫	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
奥田 知志	認定NPO法人抱樸(ほうぼく) 理事長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
田中 弘訓	高知市福祉事務所長
長岡 芳美	山形市社会福祉協議会 事務局長
西岡 正次	A'ワーク創造館 就労支援室長
野溝 守	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
前神 有里	一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長
宮本 太郎	中央大学法学部 教授
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 事務局次長
山本 英紀	長野県健康福祉部長
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長
渡辺 ゆりか	一般社団法人草の根さえあいプロジェクト 代表理事
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会構成員

構成員氏名	所属
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
石橋 良治	島根県邑南町長
浦野 正男	社会福祉法人中心会 理事長
大西 豊美	社会福祉法人みなと寮 理事長
大野 トシ子	千葉県民生委員児童委員協議会会長
岡崎 誠也	高知市長
岡部 卓	首都大学東京都市教養学部 教授
奥田 知志	認定NPO法人 ^{ほうほく} 抱樸 理事長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会福祉推進室長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構 特任フェロー

構成員氏名	所属
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授（部会長代理）
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
竹田 匡	北海道釧路町地域包括支援センター（社会福祉士）
平川 則男	日本労働組合総連合 総合政策局長
福田 紀彦	川崎市長
松井 一郎	大阪府知事
松本 吉郎	日本医師会 常任理事
宮本 太郎	中央大学法学部 教授（部会長）
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長

（計21名、五十音順・敬称略）

1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現

- 生活困窮者に関係行政窓口等で自立相談支援機関の利用勧奨を行う等、関係機関の連携を促進。
- 生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための関係機関間の情報共有の仕組みを設ける。
- 生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する視点について、法令において明確化。
- 就労準備支援事業、家計相談支援事業は、取り組みやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による実施上の体制の支援、自立相談支援事業と一体的な支援の実施が重要。法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにする。
- 従事者の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりについて、都道府県事業として明確に位置づけ。
- 希望する町村は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県と連携して対応できるようにする。

2. 「早期」、「予防」の視点に立った自立支援の強化

- 就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃。資産収入要件を必要以上に限定しないよう見直す。
- データに基づき、生活保護受給者の生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進する「健康管理支援事業」を創設する。国は、生活習慣病の状況等を分析して情報提供を行うなど、地方自治体の取組を支援する。

3. 居住支援の強化

- 社会的に孤立している生活困窮者に対し、必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うことにも寄与する取組を新たに制度的に位置づけ。
- 無料低額宿泊事業について、最低基準の法定化、事前届出制等により法令上の規制を強化。
- 単身での生活が困難な生活保護受給者について、質が担保された無料低額宿泊所等で、日常生活上の支援を受け生活できるような仕組みを検討。

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

- 子どもの学習支援事業について学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化。
- 生活保護世帯の子どもへの進学を支援するため、生活保護特有の事情が障壁になることがないように、制度を見直す。

5. 制度の信頼性の確保

- 後発医薬品については、更なる使用促進のため、その使用を原則とする。医師等が後発医薬品の使用を可能と認めていることや、薬局等における在庫等の問題がないことなど、必要な条件を満たした上で実施するよう留意。
- 有料老人ホーム等について、介護保険と同様、居住地特例の対象とする。
- 資力がある時に受けた保護費の返還について、保護費との調整を行うこと等を可能とする。

第196回通常国会 生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 審議経過

(2月 9日(金) 閣議決定、法案提出)

【衆議院】(重要広範議案)

3月30日(金) 衆・本会議 趣旨説明・質疑(2h40)

※総理入り

衆・厚労委 提案理由説明

4月 4日(水) 衆・厚労委(与党のみ質疑(3h))

4月13日(金) 衆・厚労委(野党のみ質疑(3h))

4月18日(水) 衆・厚労委(質疑(7h))※自・公・維のみ出席

4月20日(金) 衆・厚労委(質疑(7h))※自・公・維のみ出席

4月24日(火) 衆・厚労委

午前 参考人質疑(1h30) ※自・公・維のみ出席

・菊池馨実氏(早稲田大学大学院法学研究科長)

・村岡晃氏(高知市健康福祉部長)

・吉村洋文氏(大阪市長)

午後 視察 ※自・公・維のみ参加

・NPO法人ふるさとのかい(台東区)

・足立区くらしとしごとの相談センター(足立区)

4月25日(水) 衆・厚労委(質疑(1h30))※自・公・維のみ出席

・採決 → 全会一致(自・公・維)で可決

・附帯決議(自・公・維)可決

4月27日(金) 衆・本会議 ※自・公・維のみ出席

・採決→全会一致(自・公・維)で可決

【参議院】

5月18日(金) 参・本会議 趣旨説明・質疑(2h25)

5月22日(火) 参・厚労委 趣旨説明・質疑(6h)

5月24日(木) 参・厚労委・参考人質疑(2h20)

・勝部麗子氏(社会福祉法人豊中市社会福祉協議会福祉推進室長)

・奥田知志氏(認定NPO法人抱樸理事長)

・岩永理恵氏(日本女子大学人間社会学部准教授)

・尾藤廣喜氏(生活保護問題対策全国会議代表幹事)

5月29日(火) 参・厚労委(質疑(5h))

5月31日(木) 参・厚労委(野党のみ質疑(2h))

・野党(立憲、共産、社民(希会)共同提出)修正案 → 否決

・閣法 賛成多数(自・公・国民、立憲、維新、無ク)で可決

・附帯決議(提出者: 共産、維新以外)

賛成多数(自・公・国民、立憲、維新、社民(希会)、無ク)で可決

6月 1日(金) 参・本会議

・賛成多数(自・公・国民、立憲、維新、無ク)で可決、成立

6月8日(金) 公布

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年改正]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の**地域社会からの孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

改正法の概要

○ 改正法において、生活困窮者の自立支援の基本理念として、以下の内容を明確化。

- ① 生活困窮者の尊厳の保持
- ② 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ③ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備

○ また、生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。

生活困窮者自立支援に携わる関係機関

基本理念

生活困窮者の尊厳の保持

生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援

地域における関係機関等との緊密な連携等支援体制の整備
(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

自立相談支援機関等生活困窮者自立支援を行う機関
共有

関係行政機関(福祉、就労、教育、住宅等の支援に関わる機関)
共有

生活困窮者自立支援に携わる民間団体
共有

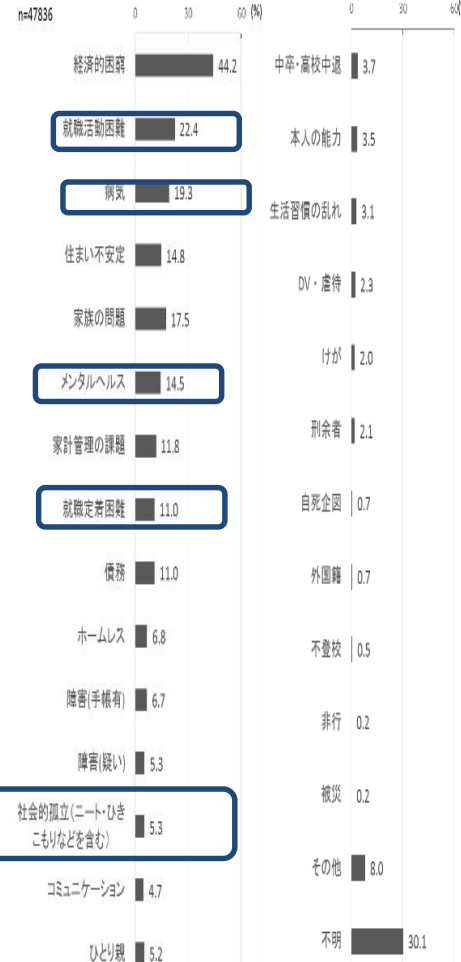
背景事情も踏まえた支援

基本理念を踏まえた支援



生活困窮者

新規相談者の特性(抱える課題)



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

「支援会議」の守秘義務

課題

- 支援における情報共有は本人同意が原則
 - ← 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
 - ・同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に規定するが世帯全体の課題として共有されていないケース
- の中には、世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケースがある。

「支援会議」(新設)

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
 - 守秘義務の設定
- 本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。

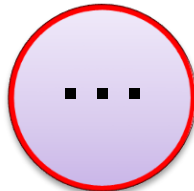
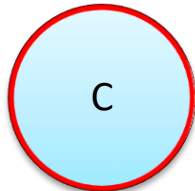
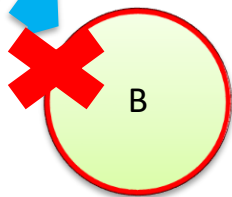
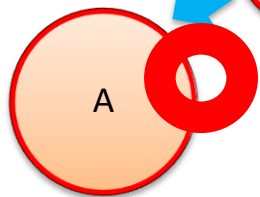
各法における守秘義務

原則

本人同意あり
→情報共有○

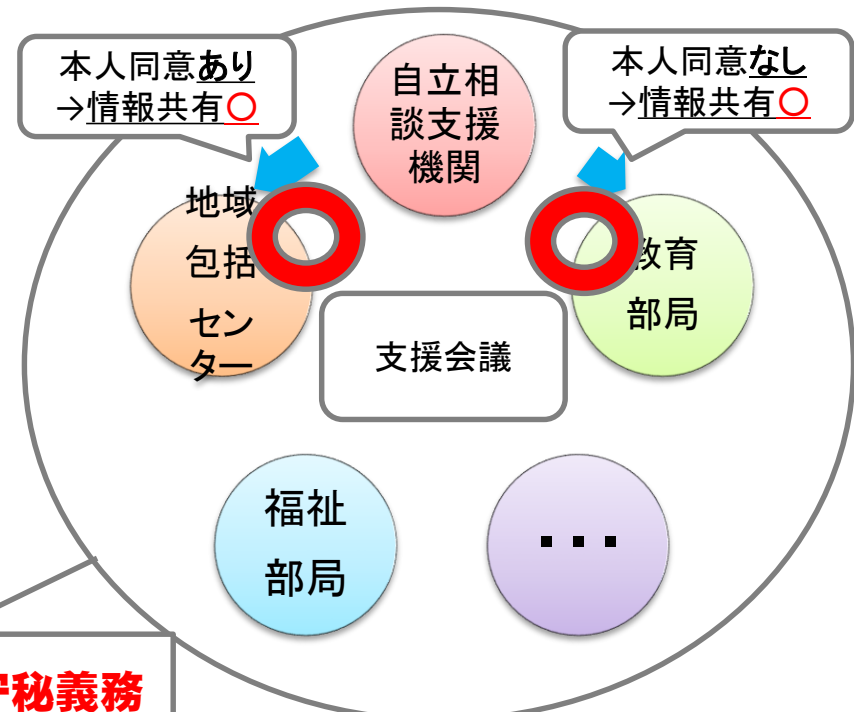
自立相
談支援
機関

本人同意なし
→情報共有×



※「支援調整会議」は個々の生活困窮者の支援プランの決定を行う場であり目的が異なる。

守秘義務



※運営方法については今後ガイドラインを作成

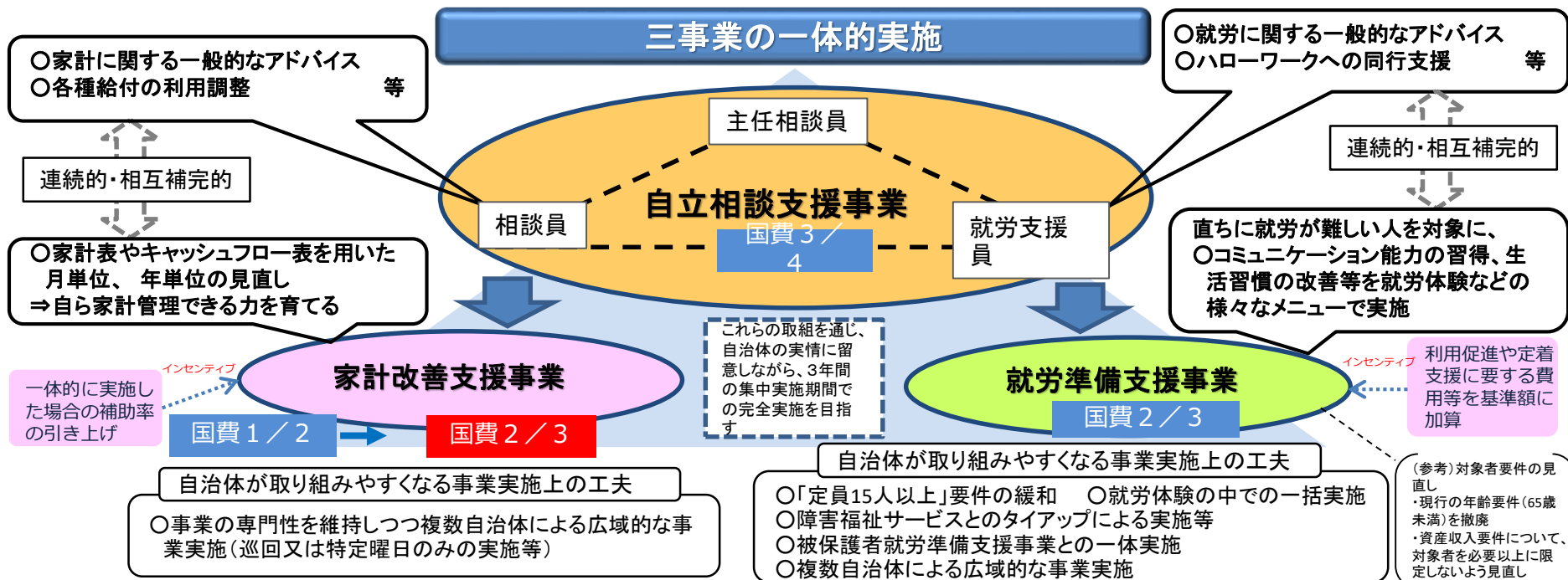
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

就労準備支援事業の見直しについて(平成30年10月1日より)

法律改正等に伴う周知事項

- 就労準備支援事業の更なる推進【(法律事項)就労準備支援事業の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針】
事業に取り組みやすくなるよう下記取組の事例について全国的に周知を図る。
 - ・ 就労体験の中での一括実施
 - ・ 障害福祉サービスとのタイアップによる実施
 - ・ 複数自治体による広域的な事業実施
 - ・ 被保護者就労準備支援事業との一体実施
- 年齢要件の撤廃【省令事項】 → 65歳以上の方も含めて事業の積極的な活用をお願いしたい！
- 資産収入要件の見直しについて【省令事項】
 - ・ 新たな要件において対象となると考えられる方を積極的に事業へ誘導を！
 - ・ 現行の第四条第二号要件(都道府県等により当該事業による支援が必要とされる場合)の更なる活用を！

事業の実施に係る周知事項(運用の見直し等)

- 事業の定員要件(15名)は撤廃する。
- 就労準備担当者は常勤・専従である必要がないことについて通知により明記。
- 責任者については常勤で置く必要があるが専従・常駐である必要がないことについて通知により明記。
- 利用期間(原則1年間)の取り扱いについて
 - ・ 省令上の利用期間(1年間)は現行通り
 - ・ ただし、利用期間については、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行った上で、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが可能であるため、通知等によりその旨明記する。
- 交通費の取り扱いについて
 - ・ 利用者に直接交通費の支給を行うことは個別給付の取り扱いとなるため困難であるが、車両借り上げによる送迎等(※)の対応は可能
(※)車両リース料、燃料代、駐車場代、高速料金、送迎に係る人件費(運転手代)など
 - ・ 自立相談・家計改善・就労準備の三事業に一体的に取り組む自治体に対しては、就労に向けた外出を支援する費用(車両借り上げによる送迎等)、就労体験先の受入促進に要する費用、就職後の定着支援を行う費用等を基準額に加算。(就労準備支援事業のインセンティブ)

就労準備支援事業の見直しについて(平成30年10月1日より)

「生活困窮者就労準備支援事業の適切な実施等に関する指針」より

就労準備支援事業の実施にあたっての取組方策

事業の対象者はひきこもり状態にある者や長期間就労することができていない者など、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者であり、都道府県等の人口の多少を問わず該当する者は存在する。また、一般就労を希望する生活困窮者の中には複雑かつ複合的な課題を抱え、直ちには一般就労に至らない者も多く存在する。

このような生活困窮者に対しては、就労準備支援事業において就労に向けて生活習慣の獲得などの基礎的な能力の向上を図る支援を実施することが求められる。したがって、就労準備支援事業による自立の支援は全国的に提供されることが望ましい。

① 都道府県等によっては、支援ニーズの多少やマンパワーの不足など、個別に実情が異なるが、それらの実情に応じて柔軟に事業を実施するに当たって、次に掲げる方策が考えられる。

- 就労体験の中で、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた取組を一括して実施すること
- 複数の都道府県等で連携し、広域的な事業の実施体制を整備すること

② 都道府県等によっては、地域資源の偏在や支援手法の蓄積不足など、個別に実情が異なるが、他制度や関係機関等と連携し、既存の地域資源を活用した実施体制を整備するに当たって、次に掲げる方策が考えられる。

- 地域資源である障害福祉サービスと連携した事業の実施など多様な地域資源の活用を行うこと
- 被保護者に対して就労準備支援事業を行う事業と一体的に実施し、切れ目のない支援を行うこと

生活困窮者を事業の利用につなげる取組

都道府県等においては、事業の実施体制を整備するとともに、事業の対象者となる潜在的な生活困窮者の支援のニーズを把握し、事業の利用につなげる取組も進める必要があることから、アウトリーチの観点からの取組を促進していくことが求められる。また、各生活困窮者の課題に合わせた支援が実施できるよう、多様な地域資源の開拓とそれら地域資源との連携を進め、支援内容の充実を図っていくことも期待される。

(次ページにつづく)

生活困窮者を事業の利用につなげる取組(前頁からの続き)

特に、就労準備支援事業については、65歳未満としていた年齢要件を撤廃したことを踏まえて就労意欲のある高齢者に対して積極的な働きかけを行うことや、資産及び収入要件の明確化を踏まえて生活困窮者個人の状況に一層焦点を当てた支援の要否の判断を行うことが可能となった。これらの取組を進め、支援を必要としている者にそれぞれの状況に合わせたオーダーメイドの支援を確実に届けていくことが重要である。

事業を一体的に実施する方策

生活困窮者自立相談支援事業及び両事業(就労準備支援事業、家計改善支援事業)については、これらを都道府県等において一体的に実施することにより、事業間の相互補完的かつ連続的な支援が可能となり、生活困窮者に対する自立の支援をより効果的かつ効率的に行うことができる。それぞれの事業間の相互補完的かつ連続的な関係性としては、自立相談支援事業及び就労準備支援事業間では、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労準備支援事業による就労体験や生活習慣の獲得などの基礎的な能力の向上を図る支援を行い、就労に向けた準備が整った段階で自立相談支援事業による公共職業安定所(ハローワーク)への同行支援等を実施するといった事例が考えられる。

具体的な運用の方針

【3事業が一体的に実施されている自治体について】

①家計改善支援事業の補助率が高くなる場合として政令で規定される予定の「両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合」とは？

(ア) 自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施していること
(イ) 生活困窮者に対する個別支援計画の協議に両事業の実施者も参画すること
などを想定。

(※) 3事業の委託事業者が同一であることは要件としない。

②①の自治体における「就労準備支援事業のインセンティブ」とは？

就労準備支援事業の利用促進に要する費用を対象に補助基準額の加算を実施
(⇒ すなわち、一般の補助基準額を超える場合でも、一定程度まで基準額に加算できるようにする)
(ア) 就労に向けた外出を支援する費用(送迎や移動に使う車のリース代)
(イ) 就労体験先の受け入れ促進に要する費用(就労体験先への謝金(⇒工賃支払いのインセンティブに))
(ウ) 就職後の定着支援を行うための費用 等

【すべての自治体について】

③就労準備支援事業の資産・収入要件の見直しの具体的内容とは？

(ア) 世帯全体でみると収入があっても、本人がひきこもり状態であるなど収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすい場合
(イ) 家族の意思が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できない場合
などを明確化

就労準備支援事業のインセンティブ加算の算定

- 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業との一体的実施に加えて、**就労準備支援事業の利用を促進する観点等から下表の取組を実施する場合には**、人口区分に応じて、**基本基準額に一定額を加算（インセンティブ加算）**する。
- ただし、**基本基準額を超える部分については、下表の取組の費用に充てるものとする。**

取組内容	趣旨・目的	概要	加算額の充当イメージ	加算単価	
				人口区分	単価
就労に向けた外出を促進する費用	利用者に対し、自立に向けた意欲喚起や社会に出るきっかけづくりを行うため、就労に向けた第一段階として、まずは外出を促す取組を推進する。	外出する際の同行や移動に要する費用（例：移動や送迎のための車のリース代、燃料代等の費用など）や外出のきっかけづくりとなる物品の備品購入費用（例：貸出自転車など）等について、加算の仕組みを設ける。		2万人未満	1,000
就労体験先の受入促進に要する費用	多様な就労体験先の確保を図るため、利用者の受入を行う協力事業所に対するインセンティブの付与を行う。	利用者が就労体験を利用した場合に、就労体験先に受入の促進に係る費用を支出し、就労先が利用者へ工賃を支払うインセンティブとするため、加算の仕組みを設ける。		2万人以上～3万人未満	1,200
就職に向けた準備に要する費用	経済的課題を抱えているために、就職に向けた準備に必要な費用が負担できず、就職に向けた活動が思うように進まない事態を解消する。	就職に向けた準備として、就職に向けた活動に要する費用（例：貸出用携帯電話など）について、加算の仕組みを設ける。		3万人以上～4万人未満	1,400
就職後の定着支援を行う費用	就労準備支援事業の利用者は、不安定な状態のまま職に就くことが多いことから、就職後も継続して支援を実施していくことが重要であり、定着支援の取組を推進する。	定着支援を実施する就労準備支援担当者の配置に要する費用や、定着支援の一環として、就労準備支援事業の利用終了者に訪問同行してもらったり、利用体験談を語ってもらうなどのピアサポート的役割を果たす取組の実施に要する費用等について、加算の仕組みを設ける。		4万人以上～5.5万人未満	1,600
訪問支援の強化を行う費用	訪問支援を実施するに当たっては、利用者や家族との相性や話しやすさなどに留意して、支援者側との関係性を築くことが重要である。	就労準備支援事業の訪問支援を複数人で行うための就労準備支援担当者の配置に要する費用等について、加算の仕組みを設ける。		5.5万人以上～7万人未満	1,800
その他就労準備支援事業の利用の促進に資すると認められる費用（個別協議）				7万人以上～10万人未満	2,200
				10万人以上～15万人未満	2,800
				15万人以上～20万人未満	3,400
				20万人以上～30万人未満	4,000
				30万人以上～40万人未満	5,000
				40万人以上～50万人未満	6,000
				50万人以上～60万人未満	6,400
				60万人以上～70万人未満	6,800
				70万人以上～80万人未満	7,200
				80万人以上～90万人未満	7,600
				90万人以上～100万人未満	8,000
				100万人以上～110万人未満	10,000
				110万人以上～120万人未満	10,200
				120万人以上～130万人未満	10,400
				130万人以上～140万人未満	10,600
				140万人以上～150万人未満	10,800
				150万人以上～160万人未満	11,000
				160万人以上～170万人未満	11,200
				170万人以上～180万人未満	11,400
				180万人以上～190万人未満	11,600
				190万人以上～200万人未満	11,800
				200万人以上～210万人未満	12,000
				210万人以上～220万人未満	12,200
				220万人以上～230万人未満	12,400
				230万人以上～240万人未満	12,600
				240万人以上～250万人未満	12,800
				250万人以上～260万人未満	13,000
				260万人以上～270万人未満	13,200
				270万人以上～280万人未満	13,400
				280万人以上～290万人未満	13,600
				290万人以上～300万人未満	13,800
				300万人以上	14,000

就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価の適用

- 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することにより、事業間の相互補完的・連続的な支援が高まることで、生活困窮者に対するより効果的な支援が可能になるほか、両事業を一体的に実施した場合には業務の効率化が図られることも想定されること等から、**両事業の基本基準額の合計額から▲10%の効率化効果を見込んだ『合算単価』を適用し、両事業間で弾力的な執行を認める**こととする。
- これに併せて、現行の「支援実績加算」の適用乗率についても、合算単価に対応した乗率・算定要件を新設する。

就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価

人口区分	現 行		
	就労準備 a	家計改善 b	合計 c(a+b)
2万人未満	5,000	3,000	8,000
2万人以上～3万人未満	6,000	4,000	10,000
3万人以上～4万人未満	7,000	5,000	12,000
4万人以上～5.5万人未満	8,000	7,000	15,000
5.5万人以上～7万人未満	9,000	8,000	17,000
7万人以上～10万人未満	11,000	10,000	21,000
10万人以上～15万人未満	14,000	12,000	26,000
15万人以上～20万人未満	17,000	15,000	32,000
20万人以上～30万人未満	20,000	18,000	38,000
30万人以上～40万人未満	25,000	20,000	45,000
40万人以上～50万人未満	30,000	23,000	53,000
50万人以上～60万人未満	32,000	25,000	57,000
60万人以上～70万人未満	34,000	27,000	61,000
70万人以上～80万人未満	36,000	28,000	64,000
80万人以上～90万人未満	38,000	29,000	67,000
90万人以上～100万人未満	40,000	30,000	70,000
100万人以上～110万人未満	50,000	40,000	90,000
110万人以上～120万人未満	51,000	41,000	92,000
⋮	⋮	⋮	⋮
250万人以上～260万人未満	65,000	55,000	120,000
260万人以上～270万人未満	66,000	56,000	122,000
270万人以上～280万人未満	67,000	57,000	124,000
280万人以上～290万人未満	68,000	58,000	126,000
290万人以上～300万人未満	69,000	59,000	128,000
300万人以上	70,000	60,000	130,000

基本基準額

合算単価
$c * 0.9$
7,000
9,000
11,000
14,000
15,000
19,000
23,000
29,000
34,000
41,000
48,000
51,000
55,000
58,000
60,000
63,000
81,000
83,000
⋮
108,000
110,000
112,000
113,000
115,000
117,000

×

加算



資産収入要件の見直しについて

見直しの背景

現行の就労準備支援事業においては利用に当たって資産収入要件が設けられているが、実態は以下のように、支援の必要性は認められるものの、①世帯全体として資産収入要件を満たさないケース、②世帯全体の資産収入要件を把握すること自体が困難なケース、が存在していた。

想定されるケース(例)

【① 資産収入要件を上回る収入があるものの何かのきっかけで困窮に陥るケース】

例) 70代の両親、40代長男(利用対象者)の3人世帯

- 長男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 現在は蓄えがあるものの、両親が医療にかかって支出が増えると、経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

本人は現在は困窮状態にはないものの、就労準備支援事業を利用して就労自立するための能力を身につけないと、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態となる。

【② 家族の収入額等が確認できないことにより、世帯全体の資産収入要件を把握できないケース】

例) 60代の父母、20代長男(正職員)、20代長女(アルバイト)、20代次男(利用対象者)の5人世帯

- 次男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 長男は、現在は同居しており生計を一にしているが、貯金が出来てきたこともあり、近く家を出て自活する予定。
- 長女は次男と年齢が近く、幼いときから仲が悪く、ひきこもり状態が続く次男に対しては非協力的である。
- 両親が亡くなると収入が途絶えることになり、兄弟からの援助も期待できないため、次男は経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

就労準備支援事業を利用するためには、世帯全体の資産収入の把握が必要だが、長男と長女は自らの収入額を開示することを拒否。そのために次男が事業利用できなくなると、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態になる。

認定就労訓練事業にかかる見直し(平成30年10月1日より)

法律改正等に伴う周知事項

【法律改正事項】

- 今回の改正法において、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務規定を創設。→ 各自治体において優先発注の規定の整備を！

【運用見直し(省令・通達等による見直し)】

- 認定に関する手続きの簡素化
 - ・ 市等を経由して認定申請を行うことを可能とする。(省令)
 - ・ 同一法人が複数の事業所を有する場合に、法人単位で複数の事業所をまとめて申請することを可能とする。(従来は事業所単位での申請のみ)(通達)
 - ・ 申請書に添付する書類の簡略化を実施(下記参照)。(通達)

『全ての法人』→ 下記①②の書類の添付は要さないこととする。

- ① 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類
 - ※ 誓約書において、情報の公開について必要な措置を講じる旨記載(従来と同様の扱い)
- ② 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料
 - ※ 誓約書において、利用に係る災害が発生した場合の補償のために必要な措置を講ずる旨記載(従来と同様の扱い)

『社会福祉法人・消費生活協同組合など』→ 上記①②に加えて下記書類の添付は要さないこととする・

- ③ 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- ④ 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- ⑤ 就労訓練事業を行う者の役員名簿

その他認定訓練事業の推進に周知事項

- 認定訓練事業を推進するため、アドバイザー・育成員の更なる活用を！
- 対象者を受け入れている認定訓練事業所に対して、定着支援等も含めて定期的にヒアリングや情報交換等実施し、ガイドラインに沿った事業実施がされているか確認すること。

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

(平成30年3月1日全国都道府県担当課長会議資料より)

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(平成27年3月27日 社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)」において委託先の選定に当たっての考え方をお示しており、具体的には、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員の配置、法の理念に即した支援を展開できること、職員に対する指導・育成等を行う体制等が必要であるとともに、自治体と委託先事業者と適切に役割分担を行うことが重要としている。

そのような中、事業者や自治体等から、事業の委託のあり方について、事業における支援の質の維持と継続性、委託事業における職員の安定的確保の必要性等を考慮した委託事業者への委託のあり方等について検討すべきという声が寄せられており、また、事業の質の維持等の観点から事業の内容・経験・実績を中心とした総合的な評価を行うべきであり、価格のみの評価を行うことはその観点から適切ではないとの意見があった。

部会報告書においては、

「○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。

○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、その委託に当たっての留意点等を示すべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおりお示しますので、今後の事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年目と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年4月25日）

- 一 経済的に困窮する単身者や高齢者の増加、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める現状等を踏まえ、一般の年金受給者との公平性にも留意しつつ、高齢者に対する支援の在り方を含め、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
- 二 明らかに過剰な頻回受診の適正化を図るため、最低生活保障との両立の観点を踏まえつつも、医療扶助費における窓口負担について、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討を行うこと。
- 三 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる改善を含む必要な措置を講ずるよう、検討すること。
- 四 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。
- 五 一部の生活保護受給者において、ぱちんこ等のギャンブルに過度の生活費をつぎ込むといった生活保護の目的に反した支出が行われている例があることを踏まえ、家計管理への支援やギャンブル等依存症に対応した医療機関等との連携を含む適切な助言や支援の実施を推進すること。

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月31日）①

- 一 経済的に困窮する単身者や年金だけでは最低限度の生活を維持できない高齢者の数が増加し、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状等を踏まえ、単身者や高齢者に対する支援の在り方や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度それぞれの理念や目的の達成を確保する観点からの両制度の有機的な連携の在り方を含め、制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
- 二 新たに定められる基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮など多様な理由や生活環境により自立に向けた支援を必要とする者に対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や国民への周知・啓発を徹底すること。また、支援が必要な者をできるだけ早期に適切な支援につなげるとともに、断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 三 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が努力義務化されることを受け、両事業に地方自治体が取り組みやすくなるように必要な支援措置を講じつつ、今後三年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差の是正を図りながら、次期改正における必須化に向けた検討を行うこと。
- 四 生活困窮者就労準備支援事業については、求職者支援制度を始めとする他の就労支援関連施策との整合性と連続性を図りつつ、生活安定のために有効な支援のための施策について更なる検討を行うこと。
- 五 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月31日）②

- 六 就労支援期間中の講習・企業実習等に要する交通費等の支給や、子どもの学習・生活支援事業における食事や教材の提供など、支援の効果を高めるための方策について、運用上柔軟な対応を行うとともに、今後の更なる拡充に向けて検討を行うこと。
- 七 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。
- 八 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。
- 九 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。また、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図るなど、適切な人員体制を確保すること。
- 十 後発医薬品の使用の促進は全ての国民が等しく取り組む課題であることを再確認し、医療扶助に係る後発医薬品の使用に当たっては、患者の心身の状況を踏まえた対応となるよう十分に留意するとともに、医師等から生活保護受給者に対し説明が十分に行われるよう指導を徹底すること。また、医療扶助においては、入院における精神・行動の障害の占める割合が高いことを踏まえ、その改善に向けた対策を早期に行うこと。

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月31日）③

十一 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援については、貧困の連鎖を解消し、教育の機会均等を確保する観点から、更なる改善と拡充に向けて、進学準備段階に必要とされる支援の在り方や、進学時の世帯の取扱いも含めて早期に検討を行い、給付型奨学金の検討・実施状況も踏まえ必要な措置を講ずること。また、進学準備給付金の支給に当たっては、個々の実情に柔軟に対応した支給基準とするよう努めること。

十二 自立に向けた安定的な暮らしと地域とのつながりを担保できる住居の確保が必要不可欠であることから、引き続き必要かつ十分な住居の整備に努めるとともに、無料低額宿泊所に対する規制強化や良質な日常生活支援を提供する仕組みの創設に当たっては、支援関係者の意見を十分に踏まえて最低基準や利用対象者等の制度設計を行うこと。また、無届施設も含めた防火・防災対策を推進するため、地方自治体において施設の設置状況、利用者の生活等に係る実態を詳細に把握し、それらの情報が関係機関に確実に共有されるよう指導を徹底するとともに、施設運営者に対する財政上の措置を含めた適切な支援の在り方を検討すること。

十三 生活保護制度は、憲法第二十五条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であることから、生活保護基準の次期改定に向けて、関係者の意見も踏まえつつ、最低限度の生活水準を下回ることがないように十分に留意するとともに、新たな検証方法の開発に早急に取り組むこと。また、憲法が保障する最低限度の生活を営むために必要な生活費の在り方や、より正確に生活保護の捕捉状況を把握する方法について検討を行うこと。

十四 生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること。また、生活保護基準の見直しにより、保護が受けられなくなった世帯の数や対応状況等の把握に努めること。

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月31日）④

- 十五 児童扶養手当の支払方法については、隔月支給の実施状況やそれによる効果などを検証しつつ、将来的に毎月支給とすることも含めて検討すること。
- 十六 専門職の資格を取得することがひとり親家庭の自立した生活の確保に資することから、高等職業訓練促進給付金等の自立支援給付金について、その利用が促進されるよう周知を強化するとともに、本人の希望や地域の雇用動向を踏まえた資格が取得できるよう努めること。
- 十七 学校における健康診断の事後措置について、文部科学省と厚生労働省が連携して家庭に対して必要な受診を促すよう取り組むこと。

ご清聴ありがとうございました。